

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 3 月30日
【事業年度】	第14期（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）
【会社名】	A p p B a n k 株式会社
【英訳名】	A p p B a n k I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白石 充三
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿一丁目19番10号
【電話番号】	03-6302-0561
【事務連絡者氏名】	管理部長 渡邊 泰弘
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿一丁目19番10号
【電話番号】	03-6302-0561
【事務連絡者氏名】	管理部長 渡邊 泰弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	342,110	388,695	490,140	-	1,242,240
経常損失() (千円)	194,698	280,170	378,207	-	185,601
親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	186,246	288,898	421,404	-	519,247
包括利益 (千円)	186,246	288,898	421,404	-	519,247
純資産 (千円)	334,877	149,585	28,772	-	918,851
総資産 (千円)	414,586	276,741	280,870	-	1,226,527
1株当たり純資産 (円)	41.47	16.74	1.90	-	35.91
1株当たり当期純損失() (円)	23.73	35.96	41.44	-	29.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	78.5	51.1	7.4	-	73.1
自己資本利益率 (%)	44.5	123.8	519.3	-	57.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	194,412	216,420	300,389	-	179,408
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	18,889	4,989	6,715	-	34,420
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	16,525	101,826	347,535	-	724,412
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	242,618	123,034	163,465	-	735,756
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	30 〔7〕	33 〔22〕	36 〔49〕	- 〔-〕	22 〔12〕

- (注) 1. 第10期から第12期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第10期から第12期及び第14期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第13期は連結財務諸表を作成しておりませんので、第13期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	282,413	291,623	471,982	994,440	1,042,392
経常損失 () (千円)	170,235	179,556	289,528	241,270	176,687
当期純損失 () (千円)	162,562	182,752	501,813	239,323	508,172
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	152,449	302,874	418,528	772,274
発行済株式総数 (株)	7,862,500	8,462,500	11,015,500	13,720,500	24,993,500
純資産 (千円)	358,343	279,197	77,974	70,871	929,925
総資産 (千円)	407,017	342,126	161,500	281,946	1,048,944
1株当たり純資産 (円)	44.46	32.08	6.37	4.53	36.35
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失 () (円)	20.71	22.75	49.35	19.19	28.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	85.7	79.2	43.4	22.0	86.6
自己資本利益率 (%)	37.8	59.0	294.2	362.2	104.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	227,539	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	14,680	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	236,830	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	70,832	-
従業員数 (名)	30	33	36	16	8
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔7〕	〔22〕	〔49〕	〔41〕	〔9〕
株主総利回り (%)	86.06	78.79	58.18	55.76	73.94
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(112.74)	(109.98)	(141.05)	(169.91)	(213.16)
最高株価 (円)	309	241	216	267	522
最低株価 (円)	136	119	89	53	70

(注) 1. 第10期から第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 第10期から第14期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであり、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

4. 第12期まで連結財務諸表を作成しておりますので、第12期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、第13期は関連会社がないため記載しておりません。

6. 第14期より連結財務諸表を作成しているため、第14期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、2012年1月にメディアサイト「AppBank.net」の運営を目的とする会社として設立されました。「AppBank.net」は、創業以来の事業推進者である村井智建、宮下泰明の両氏が、株式会社ガイアックス並びに株式会社GT-Agency（当時、株式会社ガイアックスの子会社）に在籍していた際に創出したサイトであります。

「AppBank.net」は、2008年7月に日本で初めてiPhone 3Gが発売された際に、その将来性に着目した宮下氏により、iPhoneアプリの情報を提供するメディアサイトとしてリリースされました。その後、株式会社GT-Agencyの代表取締役を務めていた村井氏のもと、iPhone関連の情報・サービス等を紹介するメディアとして認知されるようになりました。

メディア事業の更なる拡大・成長を実現するために、株式会社GT-Agencyにおいて2011年12月に新設分割を実施し、当社はその新設分割会社より「AppBank.net」を含むメディア事業を譲り受けて2012年1月より事業を展開しております。

2024年3月以降、新経営体制の元で業績のV字回復と企業価値向上を目指し資本業務提携先をはじめとする「Team Appbank」との戦略的アライアンスを活用し、AX・IP領域で様々な新規事業の開発を進めております。2025年度の連結売上高は、2023年度と比較して約2.5倍まで成長いたしました。未だに赤字が継続しております。当社は、継続的に事業の選択と集中を実施し、より収益性や成長性が高い事業分野に注力しております。2025年度におきましては、IP&コマース事業の一部事業（YURINAN事業）の事業譲渡を行った一方で、既存事業とのシナジー及びAI等の成長市場への進出を実現するため、株式会社PWAN及びmusica lab株式会社を完全子会社化いたしました。

設立以降の企業集団に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	概 要
2012年1月	神奈川県鎌倉市にAppBank株式会社を設立
2012年2月	株式会社ゼベットの全株式を取得し、AppBank Games株式会社に社名変更
2012年7月	本社を東京都新宿区に移転
2013年6月	「AppBank Store」Eコマース（インターネット通販）サイトオープン
2013年8月	「AppBank Store新宿」オープン
2013年10月	東京都新宿区にAppBank Store株式会社を新設分割により設立
2014年8月	東京都新宿区にスタジオむらい株式会社を新設分割により設立
2014年9月	本社移転（東京都新宿区内）
2015年2月	東京都新宿区にapprime株式会社を新設分割により設立
2015年5月	apprime株式会社にAppBank Games株式会社を吸収合併
2015年10月	東京証券取引所マザーズに上場
2016年1月	スタジオむらい株式会社を吸収合併
2017年10月	本社移転（東京都新宿区内）
2018年2月	株式会社apprimeを吸収合併
2020年3月	株式会社AppBank Store全株式を譲渡
2020年5月	本社移転（東京都千代田区）
2020年5月	東京都千代田区にテーマ株式会社を設立
2020年5月	3bitter株式会社全株式を取得
2021年1月	株式会社GT-Agency全株式を取得
2021年4月	株式会社GT-Agencyを吸収合併
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行
2022年5月	本社移転（東京都新宿区）
2023年4月	テーマ株式会社を吸収合併
2024年1月	3bitter株式会社全株式を譲渡
2025年4月	YURINAN事業を譲渡
2025年9月	株式会社PWAN、musica lab株式会社全株式を取得

3 【事業の内容】

当社グループは、「IPとAXで、まちの魅力を世界へ」というTeam Visionのもと、当社のメディアサイト等を訪れるユーザーやサービスを購入いただく顧客との関係を最も大切に考え、事業を運営しております。当社は日本一のIPコンテンツ・コラボレーション企業を目指して、自分たち自身が、新しい物事を知り、又は体験する中で、心から楽しんだり、感動したりした事象をコンテンツ化し、オンライン・オフラインを通じて提供しております。そのコンテンツに触れたユーザーの共感を獲得し、また、一緒に楽しんでもらうこと、そのつながりを広め、深耕する中で、当社も成長していくという考えを大切にしております。

スマートフォンの登場により、インターネット産業やコンテンツ産業はこれまで以上に変化のスピードを速めていますが、非連続的な変化や、はやりすたりが激しい世界だからこそ、当社とユーザー並びに顧客との強い関係性を軸に事業を運営していくことが重要であると考えております。

そのような環境下において、当社の成長と企業価値向上を実現していくために、資本業務提携先（戦略的パートナー）の協力を得て、2024年3月から新経営体制に移行いたしました。戦略的パートナーとの協業によって既存事業の強化と新規事業の創出を行っております。

当社の事業は、「メディア事業」「IP&コマース事業」の2つのセグメントに分かれております。

「メディア事業」ではサイト運営、インターネット動画配信及びこれらと連動する広告枠販売等のビジネス、メディア共創企画事業を行っております。

IP&コマース事業においては、主に他社が保有するコンテンツ・IPとのコラボレーション（以下、「IPコラボレーション」）を行っております。

このように、メディア事業として培ってきたプロモーション力、コンテンツ・IPに関する事業化ノウハウを強みとして、戦略的パートナーの強みを掛け合わせることで、全体におけるシナジー効果を促進していくビジネスモデルが、当社の特徴です。

各々の主な内容は以下のとおりです。

（1）メディア事業

メディア事業は、主に「BtoB事業」「メディア共創企画事業」「動画サービス事業」の3つの分野に分かれており、その主な内容は以下のとおりです。

BtoB事業

BtoB事業は、スマートフォン関連の総合情報サイトである「AppBank.net」の運営を中核とし、「AppBank.net」等の自社運営メディア内に広告を掲載することで、広告収益を獲得しております。

「AppBank.net」では、主にスマートフォン関連情報を中心として、最先端のITテクノロジーやガジェット、YouTuberに関する情報まで、スマートフォンを使う皆さまのライフスタイルを充実させる様々な情報を配信しております。ライターによる記事執筆に加えてAIを活用した記事制作体制を構築し、各種ニュース情報もいち早くご紹介しております。情報を端的に伝える記事だけでなく、読者の共感性を意識したエンターテインメント性のある記事を中心に配信しております。

メディア共創企画事業

メディア共創企画事業では、戦略的パートナーとの協業により、地方放送局等の他社メディアと事業開発を行っております。事業開発やそれに付随する営業活動を通じて、アレンジメント等によるフィー収益を獲得し、また、他社メディア媒体枠の販売による広告収益を獲得しております。

動画サービス事業

動画サービス事業では、Google LLCが運営する「YouTube」及び株式会社ドワンゴが運営する「ニコニコ」、TIKTOK PTE LTD.が運営する「TikTok」等の動画プラットフォームにおいて、動画コンテンツの提供を行っております。YouTubeで運営する動画チャンネルからは主に動画の視聴回数や時間を増加させることにより広告収入を獲得し、また、ニコニコからはチャンネルの有料会員収入に係る収益を獲得しております。

また、動画サービス事業で培ったノウハウを活用し、タイアップ動画広告やイベント出演のキャスティング等の商品販売を企業向けに展開しております。

(2) IP&コマース事業

IP&コマース事業におきましては、主に「小売・イベント事業」「商品企画開発事業」「販売支援事業」の3つの分野に分かれており、その主な内容は以下のとおりです。

小売・イベント事業

小売・イベント事業は、コンテンツ・IPとのコラボレーションによる物販及びイベント開催を行っております。コラボレーション物販では、コラボレーションスイーツやグッズの企画販売による商品販売収益並びにロイヤリティ収益を獲得しております。地元商店街などの特定地域と連携したコラボレーションイベントの企画運営では、イベントにおけるコラボグッズ等の商品販売収益やイベント売上高のレベニューシェア収益等を獲得しております。

商品企画開発事業

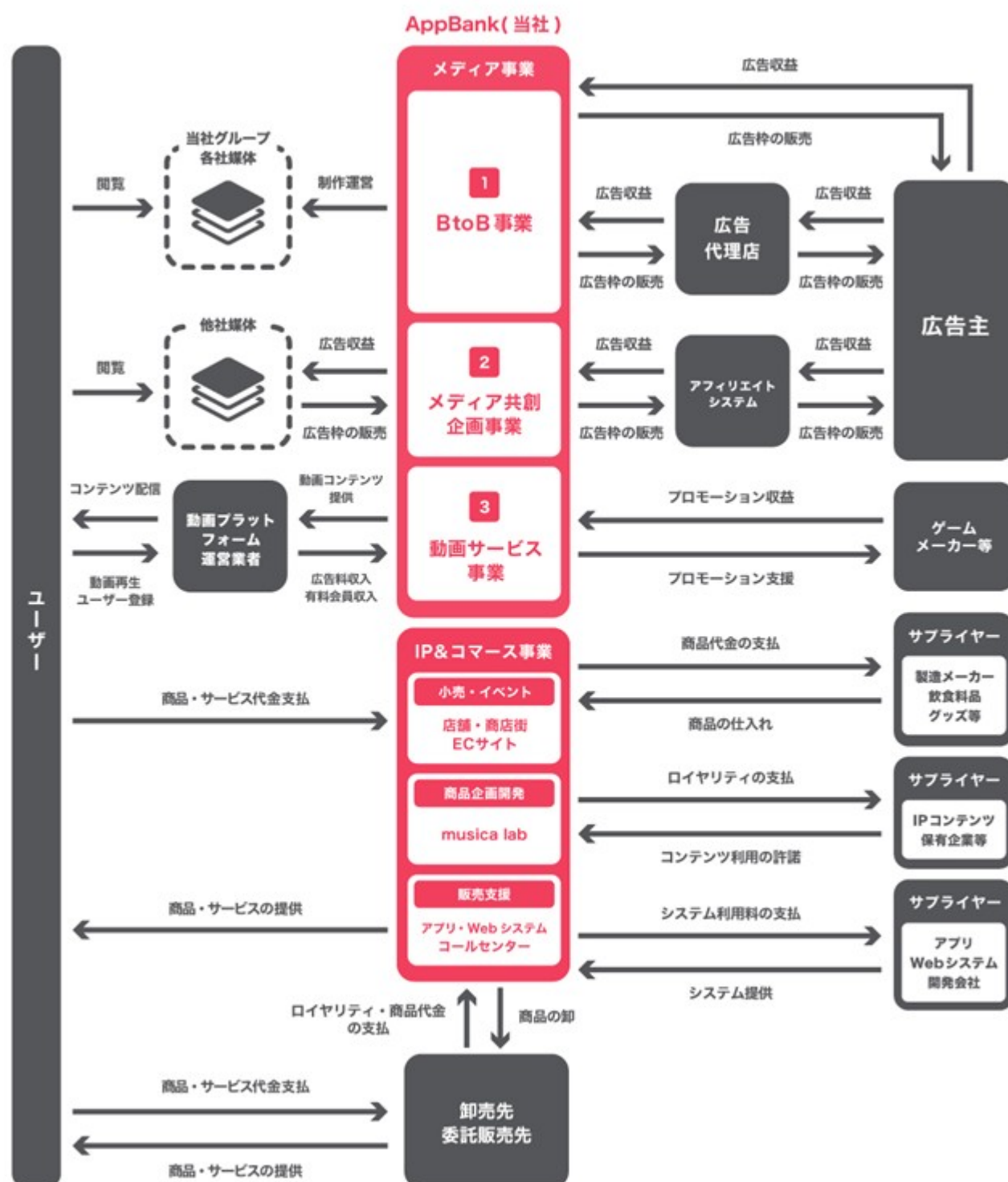
商品企画開発事業では、子会社musica lab社を通じて、主に全国スポーツ団体向けのグッズ企画製造も行っております。丁寧な営業活動に加え、独自の商品企画能力と国内外の製造工場ネットワークを活かした、少量多品種・短納期に対応可能な開発体制を強みとしております。発注元に対するグッズの卸売やEコマースサイト及び会場物販の運営等による商品販売収益を獲得しております。

販売支援事業

販売支援事業では、子会社PWAN社を通じて、企業の営業活動及び事業運営支援を目的として、コールセンターサービス等を提供しております。コールセンターの利用状況に応じた収益等を獲得しております。

[事業系統図]

当社の系統図を示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

2025年12月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社PWAN	福岡県 福岡市	10,000	システム及びソフト ウェアの企画開発、 コールセンター運営等	所有100.0	
musica lab株式会社	大阪府 大阪市	30,000	スポーツチーム向け マーケティング業務、 各種グッズの企画・製 造及び販売、アプリ ケーションの開発等	所有100.0	役員の兼任 1名

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数
メディア事業	1名(0名)
IP&コマース事業	15名(10名)
全社(共通)	6名(2名)
合計	22名(12名)

(注) 1. 従業員数は当社グループからグループ外への出向を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員は、契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
8名(9名)	8名減(32名減)	39.2歳	6.80年	5,636千円

セグメントの名称	従業員数
メディア事業	1名(0名)
IP&コマース事業	1名(7名)
全社(共通)	6名(2名)
合計	8名(9名)

(注) 1. 従業員数は当社から他社への出向を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員は、契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

3. 臨時従業員は、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与の計算には含んでおりません。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。

6. 従業員数が前事業年度末に比べ8名減少したのは、当事業年度において事業譲渡したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

開示義務対象外のため、開示を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりであります。

なお文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針等

経営方針

インターネット、IP関連及び物販小売にかかわる事業領域は、製品やサービスの新陳代謝が著しい分野であり、特に現在は、AIの本格的な普及等により、変化のスピードはかつてないほどの水準となっております。このような環境下で、当社は「IPとAXで、まちの魅力を世界へ」というTeam Visionを掲げ、非連続的な変化や、はやりすたりが激しい世界において、既存事業の成長及び強化を図るだけでなく、様々な新規事業の創出やサービスの立ち上げに取り組み続けることで、継続的な成長の実現を目指してまいります。

事業アプローチ

当社グループは、中核事業であるメディア事業とIP&コマース事業を軸に、業績拡大に努めております。当社グループが得意とするIPを利用した企画・制作・発信力を軸に、戦略的パートナーとの協業を深めることで、既存事業の強化と新規事業の創出を進めております。当連結会計年度におきましては、戦略的パートナーとの連携により、メディア事業においてメディア共創企画事業の拡大に努めたほか、IP&コマース事業において、社外のパートナーとの連携による営業体制の構築にも取り組んでまいりました。また、既存事業の強化及び成長領域への進出を目的として、PWAN社及びmusica lab社の2社を完全子会社化いたしました。

このように、戦略的パートナーとの連携の強化やM&Aも含めた様々な拡大施策を通じて、当社グループの収益拡大を目指してまいります。

(2) 経営戦略等

当社グループは、営業利益の早期黒字化のために、メディア事業及びIP&コマース事業において売上高の拡大を図っております。まずメディア事業においては、メディアサイト「AppBank.net」をはじめとする既存事業の強化とメディア共創企画事業のさらなる拡大を軸に、売上高の獲得を進めてまいります。動画チャンネルにおいては、プラットフォームからの広告収益や有料会員収益に留まらず、プロモーション動画案件の獲得を進めてまいります。次にIP&コマース事業においては、IPコラボレーションの積極展開を軸に、売上高の拡大を目指しております。同時に、当社の資本業務提携先との連携を深耕することで、これらの取組の最大化を図ると同時に、取組から発展する形での新たな収益源の確立を目指しております。

これらの施策によって売上高と営業利益の両面での成長実現を達成していく方針です。

メディア事業

メディア事業は主に、「AppBank.net」や自社動画チャンネルの運営及びメディア共創企画事業を中核とし、自社メディアへの広告の掲載並びに他社メディアの媒体枠の販売を行うことで、広告収益を獲得しております。メディア運営における具体的な経営戦略については、以下のとおりです。

(a) 「AppBank.net」及び動画チャンネルの運営効率化と収益性の向上

「AppBank.net」及び動画チャンネルにおいて、継続的に運営体制の合理化を行い、収益性の向上を図っております。「AppBank.net」では、新運営体制のもと、PV数及び広告収益の拡大を目的として、AIを活用した記事制作体制の構築をはじめとする各種AI対応を進めたほか、引き続き、外部ニュースメディアへの記事配信にも注力しております。

(b) メディア共創企画事業における売上高拡大

2024年12月期から、戦略的パートナーとの協業による地方放送局等の他社メディアと事業開発を開始し、売上高及び収益面に大きく寄与しております。事業開発やそれに付随する営業活動を通じて、アレンジメント等によるフィー収益を獲得し、また、他社メディアにおける媒体枠の販売による広告収益を獲得しており、案件数や領域を広げる等の営業活動を強化しております。

このように、日々の運営効率化と同時に魅力的なコンテンツの制作を行い、また、戦略的パートナーとの

連携による営業活動の強化や新規事業立ち上げを図ることで、収益拡大を目指してまいります。

IP&コマース事業

IP&コマース事業は、IPとのコラボレーションを軸とした物販事業を行っており、主に他社が保有するコンテンツ・IPとのコラボレーションを行っております。他社との協業によるコラボレーションスイーツやグッズの販売や地元商店街などの特定地域と連携したコラボレーションイベントの企画運営、musica lab社におけるグッズ企画製造販売を行うことで、商品販売収益を獲得しております。また、PWAN社ではコールセンターの利用状況に応じた収益を獲得しております。IP&コマース事業における具体的な経営戦略については、以下のとおりです。

(a) 積極的なコラボレーションの実施

近年非常に盛り上がりを見せる「推し活」市場での収益拡大を目指し、他社が保有するコンテンツ・IPとのコラボレーション事業の拡大に注力してまいりました。2022年4月下旬の第1号案件を皮切りに、アニメ、アイドル、ゲーム、キャラクター等、様々なIPとのコラボレーションを実施いたしました。案件の実施に伴い、グッズ製造、集客、運営等、多くの面で社内にノウハウを蓄積しております。

営業活動は順調であり、今後も多くのファンに愛されるIPとのコラボレーションを多数実施することに加え、コラボレーション実施地域の特性を生かした魅力的なイベントや商品の企画や、コラボレーション実施地域の拡大等も目指してまいります。

(b) 戦略的パートナーとの協業

当連結会計年度において、資本業務提携先をはじめとする戦略的パートナーの拡充を行いました。戦略的パートナーの充実によって、コラボレーション商品開発やイベント開催等の各案件において、当社グループが提供可能なサービスが増え、取り組みの幅が広がっております。今後も、戦略的パートナーとの協業を軸に、事業モデルの拡大に取り組んでまいります。

(c) 子会社における業績拡大とグループシナジー効果の追求

当連結会計年度において完全子会社化いたしましたPWAN社とmusica lab社については、新たなサービスの開発や営業活動の強化を通じて、業績の拡大に努めてまいります。また、当社の既存事業であるIPコラボレーションにおいて実施するグッズ制作をmusica lab社に委託する等、グループシナジー効果の追求を通じて、グループ全体での売上高の拡大及び収益性の向上を図ってまいります。

このように、戦略的パートナーとの連携の強化やグループシナジー効果の追求を通じて、多くのユーザーに魅力的な体験や商品を提供して売上高の拡大を図ると同時にグループ全体での収益性を高めることで、収益拡大を目指してまいります。

企業価値向上に関する当社の考え

当社グループは、企業価値向上のためには売上高の増加並びに営業利益の早期黒字化が最重要であると考えております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「(2) 経営戦略等」に記載のとおり、売上高の増加と営業利益の早期黒字化を最重視しております。適切なコストコントロールの継続を前提に、メディア事業及びIP&コマース事業を中心とした売上高拡大による売上総利益の成長を図ると同時に、事業運営の最適化による営業利益率の改善を図り、早期黒字化を目指してまいります。その上で、各事業の状況や事業環境を鑑み、創出された利益の再投資による売上総利益の拡大を行い、企業価値の拡大を図る方針です。

当社グループが経営管理上、重要視している中長期財務目標は、2025年12月期の業績をもとに、売上高においては2030年12月期までに年間CAGR + 40%の達成と、2030年12月期における営業利益率の10.0%超の達成です。

(4) 経営環境

当社グループは、メディア事業、IP&コマース事業が対面する事業環境を以下のように認識しております。

市場規模

当社グループの対面する市場は、主にメディア広告市場とキャラクタービジネス市場及びライブエンターテイメント市場と位置づけております。メディア広告市場は、6兆1,594億円(2020年)から7兆6,730億円(2024年)に拡大し、3年連続で過去最高を更新する等、当社の事業領域でもある国内インターネット広告市場の成長が牽引する形で、日本全体の広告市場は拡大を続けております。(注1)。

国内キャラクタービジネス市場は、著作権市場・商品化権市場を合わせて2.5兆円まで拡大しており、また、ライブエンターテイメント市場も2030年までに7,600億円までの拡大が予想される等、今後の成長も期待されております(注2、注3)。

(注1) 出所：総務省「令和7年度版 情報通信白書」、(注2) 出所：矢野経済研究所「キャラクタービジネスに関する調査(2023年)」、(注3) 出所：ぴあ総研「2024ライブ・エンタテインメント白書」

事業への対応

当社グループは、主に他社が保有するコンテンツ・IPの活用及びコラボレーションを軸に、売上高及び営業利益の獲得と市場創出に取り組む方針です。そのためにも、人気IPとの接点及び取組実績の拡充が重要と認識しております。当社が得意とするIPを利用した企画・制作・発信力を軸に、戦略的パートナーとの協業を深めることで、業界における当社のポジションを確立してまいります。

また、世界中で機能進化に伴うAIの活用が爆発的に進む中で、当社もAIを活用した事業開発に取り組んでまいります。「AppBank.net」をはじめとする自社メディア運営においては、コンテンツ作成や検索エンジンのAI化が加速する中で、当社もAI時代に最適化されたコンテンツ制作体制の整備、AI普及下におけるメディア運営の最適化を行っております。新規事業として、企業の現場生産性の向上にフォーカスしたAIソリューションの開発と販売にも取り組んでまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後、事業を展開するにあたり、当社グループが対処すべき課題として認識している点は、以下のとおりであります。

事業の売上拡大

当社グループは、早期黒字化達成のために売上高と売上総利益額の増加が必要となっています。そのためには、前連結会計年度以降にセグメント黒字を継続しているメディア事業の成長加速と、IP&コマース事業における売上高と収益性の拡大を目指すことが重要な課題であると認識しております。当連結会計年度中において、メディア事業においては、株式会社PLANAとの連携により、メディア共創企画事業の立ち上げがスムーズに進んでおり、セグメント黒字の継続に寄与いたしました。また、IP&コマース事業の本格立ち上げにあたり、案件実績を積みながらPDCAサイクルを回すことで、より魅力的なサービスを提供するための企画力の強化とIPコラボレーション運営体制の改善を進めました。IPコラボレーションにおいては、自社での営業を行うと同時に、社外のパートナーとの連携による営業体制の構築にも努めました。今後は、パートナー企業との連携による営業と運営体制の強化、並びにコスト構造の見直しによる収益性の向上を進めることで、IP&コマース事業における売上高と売上総利益額を拡大させていく方針であります。

人材の確保及び育成

当社グループが主に事業を営んでいるインターネットサービスやIP関連及び物販小売市場は、事業開発が目覚ましいスピードで進み、多種多様なサービスが生まれております。このような中、当社グループの成長の源泉は、成長をけん引する人材であり、優秀な人材の確保は、競合他社に対する優位性を左右する大きな要因となると考えています。このため、人事制度の整備とりモットワークの導入等、働き甲斐のある仕事環境の整備によって、優秀な人材の確保と在籍中の人材の継続的な育成を図ってまいります。

「AppBank行動規範」の共有

当社グループは、2016年7月に継続的な企業価値向上に向け「AppBank行動規範」を制定いたしました。当社グループが長期にわたり持続的に競争力や影響力を持ち続け、発展していくため、「AppBank行動規範」を基に、Team Visionである「IPとAXで、まちの魅力を世界へ」を全体で共有し、更に高い倫理観と社会的良識の定着に向け一層の理解と浸透に努めてまいります。

継続的な新規事業の創出

インターネット、IP関連及び物販小売にかかわる事業領域は、製品やサービスの新陳代謝が著しい分野であり、このような環境の中で、継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長及び強化を図るだけでなく、様々な新規事業の創出やサービスの立ち上げに取り組むことが重要であると認識しております。当社グループにおいては、中長期の競争力確保につながる事業開発を継続的かつ積極的に行い、様々な市場でインターネットとコンテンツを軸とした事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長に繋げてまいります。

内部管理体制、コーポレート・ガバナンス機能の強化

当社グループは、事業の継続的な発展を実現させるためには、内部管理体制とコーポレート・ガバナンス機能の強化を通じた経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

まず、内部管理体制に関しては、当社グループの業務における不具合や不正行為等を未然に防止する観点から、相互チェック機能を強化し、内部監査室による定期的なモニタリングも実施しております。また、法令違反や各種ハラスメント等に対する牽制機能と未然防止の観点から、内部通報窓口を社内と社外にそれぞれ設置するとともに、より一層の倫理観と社会的良識の浸透を目的に社員教育に努めてまいります。

次に、コーポレート・ガバナンスに関しては、監査等委員会による取締役の業務執行に対する監視機能の充実を図るとともに、内部監査室、監査法人との連携を定期的実施し、意見・情報交換を基に透明性と公正性を確保しております。

当社グループは、ステークホルダーとも良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げていくよう、迅速な経営の意思決定ができる効率化された組織体制の構築に向けて更に体制の強化に取り組んでまいります。

コーポレートブランド価値の向上

当社グループは、事業の継続的な発展のためには、ユーザーからの信頼を基盤に、ユーザーから支持される事業を展開していくことが不可欠と認識しております。当社グループは、ステークホルダーに対して経営の透明性の向上や健全性の確保を図り、併せて適切な情報開示と、積極的な広報活動等を行うことにより、コーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の存在を解消

当社グループは「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (4) 継続企業の前提に関する重要事象について」に記載のとおり、当該事象を解消するための対応策を実施しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと認識しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループではサステナビリティに関して、当社グループに重大な影響を及ぼし得る要素及びその影響の程度、ならびに当該事項に対する当社グループの活動状況について、主として取締役会を通じて適宜、必要な監督を行っております。

(2) 戦略

現時点では当社グループの経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ情報を識別していないため、重要な戦略について記載事項はありません。

(人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略)

当社グループにおける人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針については、採用及び人事登用において人材の多様性を尊重し、様々な経験や背景を持つ人々を受け入れる企業文化を構築する考えであります。企業の更なる発展のため、年齢や性別、出身、学歴、性格、価値観など、様々な要素による差別を排除し、多様な個性がその力を最大限発揮できる職場環境を整えてまいります。

(3) リスク管理

当社グループでは、現時点においてサステナビリティに関する基本方針を定めていないことから、サステナビリティに関するリスク管理については、現在把握しているその他の事業上のリスクと同様、リスク管理規程に基づき、管理体制を構築しております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、現時点においてサステナビリティに関する基本方針を定めていないことから、重要性のあるサステナビリティ関連指標及び目標は定めておりません。

当社グループは関連法令による公表義務の対象ではないため、「第1企業の概況 5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」の記載を省略しております。

3 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには下記のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境等のリスク

市場環境について

現在、当社グループはキャラクタービジネス市場及びインターネット関連市場を対面市場としております。当該領域は技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が極めて速く、それらに基づく新機能や新サービスの導入が相次いで行われる変化の激しい市場です。このような環境の中で、当社グループは、データ解析やユーザートレンドの動向調査等、最新技術や最新のマーケティング手法の導入を率先して行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

しかしながら、今後何らかの革新的な技術が開発され、当社グループの対応が遅れた場合や、そのような革新的な技術に対応するために多額のシステム開発費用が追加的に発生する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

他社との競合について

当社グループの事業領域においては、現時点で競合他社が多数存在しているほか、参入障壁も高くないことから新規事業者の参入が相次いでおります。新規事業者の参入は、IPコラボレーションや「YouTube」を中心に多くの競合が確認されております。これにより、競合他社との競争が激化し、他社との比較で優位性を保てなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

対応として、メディア事業の主幹サービスである「AppBank.net」や動画チャンネルにおいて培ってきたコンテンツ制作能力をさらに向上させ、またAI普及化における制作・運営体制の最適化を進め、ユーザー基盤を盤石にすることが、新規事業者に対する競争優位になると考えております。

IP&コマース事業においては、当社グループ独自のIPコラボレーション企画力、運営ノウハウ等により、競争力のあるサービスを提供できていると考えております。一方で、類似のサービスを提供する競合他社は存在し、今後の競合他社との動向並びに競争の激化により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

対応として、営業体制の強化によるコラボレーションIPの安定的な獲得、コラボレーションの企画・運営能力の向上によるサービスのブラッシュアップ、あわせて当社グループ独自の発信力の向上を図ることで、競合他社に対する競争優位を確立してまいります。

感染症等の影響について

感染症の流行等を原因とする国内経済の景気悪化やそれに伴う広告市場の停滞、人流の減少、消費の落ち込みが長期化する場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、従業員や取引先に感染が広がり事業活動を縮小する事態の発生を避けるため、リモートワークの導入を進める等、感染症等が与える事業運営リスクを可能な限り低減しております。

法的規制及び法的リスクやレピュテーションリスクについて

当社グループの事業に関連する法令として、「個人情報の保護に関する法律」、「電気通信事業法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「著作権法」、「商標法」、「意匠法」、「不正競争防止法」、「食品衛生法」等が存在しております。

近年インターネット関連事業を規制する法令及び知的財産権に関する法令が整備されてきておりますが、今後、新たな法令等の規制や既存法令等の解釈変更がなされた場合には、当社グループの事業が制約を受け、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

a. 著作権の侵害

当社グループのクリエイターが制作する動画や、著作権を保有する動画について、弁護士等の専門家からの助言を得ながらリスクの最小化を図っておりますが、第三者から意図せずに著作権を侵害される可能性や第三者の権利を侵害してしまう可能性があります。このような場合には、当社グループの事業が影響を受ける可能性があります。

b. 動画内容に不適切な内容が入ることによるレピュテーションリスク

当社グループでは、公序良俗違反や他者の権利侵害につながるような動画は公開しないとの方針の徹底に努めておりますが、当社グループの想定外で、事後的に社会的に不適切な評価を受け得る動画等を公開してしまう可能性があります。その結果、当社グループのレピュテーション低下につながることで、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

風評被害について

ソーシャルメディアの普及と情報を半永久的に記録されるというウェブサイトの特性とが相まって、インターネット上の書き込みや、それを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合には、当社グループのブランド訴求力、業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営に関するリスク

新規事業・新規サービスについて

当社グループは、今後も事業規模の拡大と競合他社との差別化、収益源の多様化を実現するために、積極的に新規事業・新規サービスの立ち上げに取り組んでいく方針であります。これにより体制の整備、人材確保、システム投資・広告宣伝費等に係る追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。

また、新規事業・新規サービスの立ち上げについては、新規市場の創出や新規参入の分野であることから不確定要素が多く存在する可能性があり、新規事業等の展開が予想どおりに進まない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

動画チャンネル運営事業における依存について

当社グループにおけるメディア事業においては、「YouTube」及び「ニコニコ」等の動画プラットフォームサービスに依存して独自のチャンネルを運営しております。動画プラットフォームサービス運営者において、市場動向の急激な変化や法的規制・緩和等の影響による経営方針の変更、ビジネスモデルの変更が発生した場合、当社グループが想定する収益の見通しに相違が生じる可能性もあることから、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

プラットフォームサービス事業運営者への依存について

当社グループにおけるメディア事業では、Apple Inc.が運営する「App Store」、及びGoogle LLCが運営する「Google Play」といった大手プラットフォームサービス事業運営者のアプリストア上において各社のサービス規約に従いサービスを提供しております。当社グループは、当該プラットフォームサービス事業運営者に対して、回収代行手数料、システム利用料等の支払を行っておりますが、これらの料率の変更が生じた場合や、また、新たな法令等の規制や既存法令等の解釈が変更された場合、事業戦略の転換並びに今後のプラットフォームサービス事業運営者の動向によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

動画コンテンツ等の出演者への依存及びユーザーの嗜好の変化について

当社グループにおけるメディア事業においては、メディアサイト「AppBank.net」及び動画サービス事業における動画コンテンツは当社グループ内で企画制作しております。現在、動画コンテンツや各演者のパフォーマンスに依拠して事業を運営しておりますが、各演者が病気、事故、不祥事等の理由により当社グループの動画コンテンツ等に出演できなくなった場合、また、市場環境の変化や嗜好の変化等でユーザー数が減少することによる売上の減少、販売不振等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社グループは、スマートフォン関連におけるサイト運営事業を行っており、事業の安定的な運用のためにシステム強化及びセキュリティ対策を行うにあたり、2017年1月にISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得いたしました。その後、現状の組織規模や費用対効果を考慮し、2020年11月より、ISMSと同水準の運用を担保できることを確認の上で、自社で定めたISMSに準じる規定に則る形で、サーバーの安定稼働を目的とした分散化・定期的バックアップ・稼働状況の監視等を行い、システムトラブルの事前防止又は回避に努めております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や不慮の事故により当社グループが管理するコンピューターシステムで障害が発生した場合や、想定を超える急激なアクセス増等の一時的な過負荷やシステム障害によってコンピューターシステムが動作不能に陥った場合、サービスが停止する可能性があります。また、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪やスタッフの過誤等によって、当社グループが提供するコンテンツ等の書き換え等

の発生や、重要なデータが消失又は流失した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、運営するサイトの名称及び当社グループに関連するサービス、ブランドについて商標登録を行っており、今後、新たな事業を展開する際にも、関連する名称については商標登録を行っていく方針です。

また、「マックスむらい」の商標権は、創業以来の事業推進者である村井智建氏が個人名義で取得しており、村井智建氏より本商標権及び肖像等に係る権利一切の使用許諾等を得て契約が締結され、当社グループにて管理しておりますが、何らかの理由により「マックスむらい」の商標使用について許諾が得られなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

更に、他社の著作権、肖像権、特許権、実用新案権等を侵害しないよう運営サイト上に掲載する画像やグッズ制作にあたり版權元から提供された画像等については監視・管理を行うなど、当社グループにより第三者への知的財産権を侵害しないよう努めておりますが、知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが発生し、提訴された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社グループは経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

(3) 組織体制に関するリスク

特定人物への依存について

当社グループの代表取締役社長である白石充三は、当社グループの事業活動及び管理活動の両面において、極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは過度に当該個人に依存しないよう、経営体制の強化、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築等により、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により当該個人による業務遂行が困難となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成について

当社グループが、今後更なる事業拡大を図るためには、優秀な人材の確保及び社内人材の育成に加え、人材の社外流出を防止することが重要な課題と認識しています。そのため、採用による人材の獲得を積極的に行うとともに、モチベーションを向上させるストックオプション制度によるインセンティブプランの導入や、職場環境の安全性を確保するためにリモートワークを基本とした事業運営体制の移行等により、魅力ある職場とするための施策を行っております。

しかしながら、当社グループが必要な人材を十分に確保できなかった場合、又は社内の重要な人材が社外に流出した場合、社員の充足及び育成が計画どおりに進まなかった場合には、事業規模に応じた適正な人材配置が困難になることから、事業拡大の制約要因となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報のセキュリティによる保護・管理について

当社グループの会員等の個人情報につきましては、当社グループのISMSに準じた規定に基づき、個人情報に関する社内でのアクセス権限の設定や個人情報保護に関する社内規程の整備、外部データセンターでの厳重な情報管理等、管理面及び物理的側面からもその取扱いには注意を払って管理に努めております。また、外部からの不正アクセスができないように、ファイアウォール等のセキュリティ対策を講じております。更に、社内での個人情報保護に関する教育啓蒙を行っており、個人情報保護の重要性の認識について周知徹底を図っております。しかしながら、これらの個人情報を含むデータの漏洩等があった場合には、当社グループの信用低下を招きかねず、損害賠償の請求を受けるおそれもあり、その結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前事業年度までに、9期連続して営業損失を計上しており、また、当連結会計年度においても、170,888千円の営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、これらを解消し、業績回復を実現するため、以下の対応策を進めております。

・事業収益の改善

2026年12月期連結会計年度においては、資本業務提携先であるクオインタムリープ株式会社、株式会社PLANA等からの協力を受け2024年3月に発足した新経営体制の下、引き続き、当社グループの中核事業であるメディア事業及びIP&コマース事業の成長とコストの見直しにより、売上高及び粗利益の増加を図り、早期の黒字化を目指してまいります。

具体的には、メディアサイト「AppBank.net」においては、合理化された運営体制を維持し、また、AI最適化を前提とした業務効率の改善や記事制作体制の強化を図ることで、PV数とPV数あたり広告売上高の向上を図り、売上高の獲得を目指します。

動画チャンネルにおいては、当社グループが培ってきた動画制作ノウハウ及び最新トレンドの研究を反映した魅力的な動画を作成することで、動画視聴回数並びに広告収益の向上を図ります。また、「AppBank.net」及び動画チャンネルの集客力を活用して、他事業とのシナジー効果の獲得を進めてまいります。

あわせて、外部パートナーと連携して、新たな収益の獲得を目的としたサービスの立ち上げも進める方針であります。既に前事業年度において、メディア共創企画事業を開始し、業績に寄与しております。また、メディア共創企画事業やK-POPグループ等の海外アーティスト向けの日本国内における活動支援を契機に、エンターテインメントIPやAIソリューションを活用した地方経済の活性化事業も開始いたしました。今後、メディア共創企画事業やAIソリューション事業等の営業強化を行うことで、当該事業からの収益拡大を図ると同時に、「IP」と「AX」を軸とした新規事業の創出にも取り組んでまいります。

IP&コマース事業では、主にIPコラボレーション並びにインバウンド需要の取り込みを軸に売上高の拡大を目指しております。商店街等の特定地域や企業と協力してIPとのコラボレーションを企画運営することで、当社グループが掲げる「IP×地方創生」を軸とした戦略の中で、売上高の拡大を目指しております。加えて、これまでに多くのIPとの取組を実施する中で獲得したノウハウや企業ネットワークを活用し、パートナー企業との新たな商品開発や販路開拓を実現しております。今後は、原宿における地域コラボレーションの取り組みをモデルケースとして浅草等の他地域への横展開を進める他、当社グループが子会社化したmusica lab社や資本業務提携先を始めとするパートナー企業との連携による新たな商品開発及びIPコラボレーションの拡大に取り組むことで、売上高の向上を図ってまいります。

また、今後は、M&A等の実施を通じた当社グループ事業と業績基盤の拡充も図っていく方針です。

これまでに公表いたしました株式会社CANDY・A・GO・GO、SUPER STATE HOLDINGS株式会社、クオインタムリープ株式会社、株式会社PLANAとの提携関係は、これらの施策の実効性を高めるものと考えております。また、2025年10月30日付で開示いたしました資本業務提携の拡充を通じて、上記施策の実効性をより高めていく方針です。上述の既存事業の選択と集中及び新事業への取組により、新たな事業の方向性が定まり、再成長軌道に入ったと考えております。これらの施策を着実に実行していくことで、売上高の拡大と早期黒字化を目指してまいります。

・営業費用の適正化

当連結会計年度において、前事業年度までに削減した販売費及び一般管理費について、引き続き、現在の事業規模に見合う適正な水準でのコストコントロールを進めてまいりました。

あわせて、セグメント赤字となっているIP&コマース事業について、2025年4月1日付で「YURINAN」事業の譲渡を実施しております。同事業からの赤字が減少することで、当社グループ全体の収益性の向上を見込んでおります。

その他の事業部門につきましても、継続的に費用の見直しとコントロールを図ってまいります。

・運転資金の確保

当社グループは、2024年2月16日の取締役会にて総額738,227千円（2025年4月14日付及び同11月17日付の行使価額修正を考慮後）となる第13回新株予約権及び新株式の発行決議を行っており、第13回新株予約権の一部行使及び新株式の発行により、当連結会計年度末までに721,622千円を調達しております。（現時点で未行使の第13回新株予約権が全部行使された場合の調達金額は16,605千円であります。）また、2025年10月30日の取締役会にて総額1,876,920千円となる第15回新株予約権及び新株式の発行決議を行っており、新株式の発行により、当連結会計年度末までに186,000千円を調達しております。（現時点で未行使の第15回新株予約権が全部行使された場合の調達金額は1,690,920千円であります。）

当連結会計年度末において、735,756千円の現金及び現金同等物を有し、上記の資金調達とあわせて当面の事業資金を確保できている状況であることから、資金繰りの懸念はありません。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、株式交換により株式会社PWAN及びmusica lab株式会社の全株式を2025年9月1日付で取得いたしました。

当連結会計年度における当社グループを取りまく経営環境としまして、足元では雇用・所得環境が改善する一方で、緩やかな回復が続くことが期待されております。しかしながら、不安定な世界情勢等により物価上昇が継続するほか、米国の関税引き上げ等の通商政策や金融資本市場の変動も先行きが見通しにくい等の要因から、引き続き不透明な状況が継続しております。

このような環境下において、当社グループは、2024年3月29日の第12回定時株主総会での承認を得て発足した新経営体制の元、業績及び株主価値の向上に務めております。特に、上場後10年経過後から適用される東証グロース市場の上場維持基準の1つである時価総額40億円以上の維持と、2030年3月の同基準見直し後の新基準である上場5年経過後の時価総額100億円以上の適合に向けた企業価値向上を強く意識しております。当連結会計年度においては、2025年4月1日付でIP&コマース事業におけるYURINAN事業の事業譲渡を行い、赤字事業の整理を進めることで、同セグメント及び全社的な収益性の向上を図りました。売上高及び粗利益の獲得においては、引き続き、資本業務提携先である株式会社PLANA（以下、「PLANA社」）、クオインタムリーブ株式会社（以下、「クオインタムリーブ社」）との協業をベースに、IP関連事業やメディア共創企画事業を中心に事業を展開してまいりました。同時に、事業パートナーの拡充を目的として2025年10月に資本業務提携先の拡大を行ったほか、PLANA社及び東京大学・松尾研発スタートアップである株式会社2WINSとの協業でAIソリューション事業を開始する等、新規事業の立ち上げも鋭意進めております。また、当社グループは、株式会社PWAN（以下、「PWAN社」）及びmusica lab株式会社（以下、「musica lab社」）の子会社化に伴い、第3四半期連結会計期間末より当社グループは連結決算を開始し、第4四半期から2社の業績の取り込みを開始いたしました。今後も、資本業務提携先との協力関係や当社グループ事業間のシナジー効果による売上高及び収益性の向上を図ること等で、早期黒字化の実現に努めてまいります。

メディア事業においては、サイト運営、インターネット動画配信及びこれらと連動する広告枠販売等のビジネス、メディア共創企画事業を行っております。サイト運営では、メディアサイト「AppBank.net」を運営しております。動画配信の分野では、「YouTube」、「ニコニコ」を通じて動画コンテンツの提供・公開を行っております。メディア共創企画事業においては主に地方メディアとの各種協業を行っております。

IP&コマース事業においては、主に他社が保有するコンテンツ・IPとのコラボレーション（以下、「IPコラボレーション」）を行っております。IPコラボレーションでは、コラボレーションスイーツやグッズの企画販売や地元商店街などの特定地域と連携したコラボレーションイベントの企画運営を行っております。また、PWAN社を通じて、企業向けコールセンター事業等を行うほか、musica lab社を通じて、主に全国スポーツ団体向けのグッズ企画製造も行っております。なお上述のとおり、当連結会計年度において、事業整理を通じた収益性向上を目的に、YURINAN事業の事業譲渡及び自社店舗「原宿friend」の閉店を行い、和カフェ事業から撤退いたしました。

当社グループでは、継続的に成長事業の選択と集中を実施し、より収益性や成長性が高い事業分野に注力しております。当連結会計年度においては、IP&コマース事業でYURINAN事業の事業譲渡による売上高の減少がありましたが、メディア事業におけるメディア共創企画事業の成長とPWAN社及びmusica lab社の子会社化による連結決算の開始に伴い、全体として売上高は増加いたしました。営業赤字も継続しておりますが、メディア事業のセグメント黒字が継続し、IP&コマース事業の赤字減少に加え、販売費及び一般管理費のうち固定費部分の削減等の効果もあり、赤字幅は前年度比で縮小いたしました。今後、既存事業の成長と新規事業の立ち上がりによる売上高及び売上総利益の増加とコスト削減効果の持続により、損失は縮小するものと考えております。

当連結会計年度における業績は、売上高1,242,240千円、営業損失170,888千円、経常損失185,601千円、親会社株主に帰属する当期純損失519,247千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

各セグメントの経営成績数値にはセグメント間の内部取引高を含んでおります。

(メディア事業)

メディア事業においては、主に前事業年度より開始したメディア共創企画事業の拡大に取り組んでおります。また、「AppBank.net」においては、前事業年度末までに運営体制の最適化は一巡しており、今後は、PV数の増加やPV数あたり広告単価の高い記事ジャンルへの注力、記事広告案件の獲得を通じて、売上高の向上を図っております。一方で、「マックスむらいチャンネル」等の動画メディアにおいては、制作体制の変更を行い、運営体制の最適化に伴う収益性の向上に取り組んでおります。

営業面では、主にメディア共創企画事業の成長により、売上高が増加いたしました。

利益面では、メディア共創企画事業の成長による売上高の増加により、前事業年度に引き続き、セグメント黒字化を継続しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント合計では、売上高は983,723千円、セグメント利益は36,214千円となりました。

(IP&コマース事業)

IP&コマース事業においては、主に他社が保有するコンテンツ・IPとのコラボレーションを行っております。他社との協業によるコラボレーションスイーツやグッズの販売や地元商店街などの特定地域と連携したコラボレーションイベントの企画運営、また、子会社PWAN社が有するクライアント企業の販売支援機能並びにmusicalab社が有するグッズ企画製造機能の活用を通じた売上高の拡大と、運営体制等の見直しによる収益性の向上に取り組んでおります。

営業面では、主に第1四半期会計期間から第2四半期会計期間にかけてYURINAN事業の事業譲渡及び「原宿friend」の閉店による売上高の減少がありましたが、IPコラボレーションにおいて、主に株式会社サンリオの人気キャラクターとの年間を通じた連続コラボレーション及び人気アニメ作品のライブにおける催事販売等を行ったこと、また、第4四半期連結会計期間からPWAN社及びmusicalab社の業績連結を開始したことにより、当連結会計年度における売上高は増加いたしました。

利益面では、主にYURINAN事業の事業譲渡や「原宿friend」の閉店による赤字事業の整理を進めたことで、赤字が大幅に減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント合計では、売上高は249,567千円、セグメント損失は24,702千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、735,756千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果支出した資金は179,408千円となりました。主な要因は、「税金等調整前当期純損失（）」が515,660千円、「減損損失」332,109千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果増加した資金は34,440千円となりました。主な要因は「事業譲渡による収入」35,299千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果増加した資金は724,412千円となりました。主な要因は、「株式の発行による収入」707,492千円があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、受注生産形態をとらない事業であることから、当該記載を省略しております。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
メディア事業	879,184	-
IP&コマース事業	111,901	-
合 計	991,085	-

(注) 1. 当連結会計年度より連結決算に移行したことから、前年同期比は記載しておりません。

2. 主な相手先別の仕入実績及び当該仕入実績の総仕入実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社サンテレビジョン	476,424	48.1
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	378,526	38.2

(注) 当連結会計年度より連結決算に移行したことから、前連結会計年度は記載しておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
メディア事業	983,723	-
IP&コマース事業	249,517	-
その他	9,000	-
合 計	1,242,240	-

(注) 1. 当連結会計年度より連結決算に移行したことから、前年同期比は記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社プラナコーポレーション東京	420,182	33.8
株式会社プラナコーポレーション大阪	506,200	40.7

(注) 当連結会計年度より連結決算に移行したことから、前連結会計年度は記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたり、重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に記載のとおりであります。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績は以下のとおりであります。

売上高は1,242,240千円となりました。これは主に、メディア共創企画事業におけるTV広告枠販売によるものであります。売上原価は1,121,794千円となりました。これは主に、メディア共創企画事業におけるTV広告枠の仕入れによるものであります。販売費及び一般管理費は291,335千円となりました。これは主に、人件費や業務委託費等によるものであります。特別利益は2,173千円となりました。これは主に、事業譲渡益によるものであります。

上記の結果、営業損失は170,888千円となり、経常損失は185,601千円となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は519,247千円（前事業年度は501,813千円）となりました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご覧ください。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご覧ください。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

当社の資本の財源及び資本の流動性

当社グループの資本の財源については、金融機関からの借入や株式の発行等によって資金調達を行っております。また、当連結会計年度末において、735,756千円の現金及び現金同等物を有しており、当面の資本の流動性を確保しております。

事業環境と戦略的見通し

当社グループの事業を取りまくインターネット広告市場及び推し活市場は、各種テクノロジーやデバイス、それらを利用するサービスの利便性が向上し、また、個人のライフスタイルや趣味嗜好の多様化に伴い、今後も拡大を続けるものと思われます。

このような事業環境に対応するための具体的な課題及び戦略にかかる見通しにつきましては「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に、また、事業展開上のリスクにつきましては「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」にそれぞれ記載しております。

継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策等

当社グループは「第2 事業の状況 3 事業等のリスク（4）継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、当該事象を解消するための対応策を実施しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと認識しております。

5 【重要な契約等】

（株式交換による完全子会社化）

当社は、2025年8月4日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社PWAN及びmusicalab株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、2025年8月29日開催の臨時株主総会で承認を受け、2025年9月1日付けで本株式交換を実施いたしました。

詳細は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）に記載のとおりです。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,135千円であり、主に業務で使用するPCや複合機の購入であります。

当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械及び装置	工具、器具及 び備品	合計	
本社 (東京都新宿区)	メディア事業、 IP&コマース事 業、本社	本社機能等	0	-	0	0	8(2)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。

3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

4. 本社の建物を賃借しており、年間賃借料は、4,374千円であります。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,882,000
計	56,882,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,993,500	24,993,500	東京証券取引所 (グロース)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。また、単元株式数は100 株であります。
計	24,993,500	24,993,500	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

1) 第6回新株予約権

決議年月日	2020年6月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員2
新株予約権の数(個)	2,579(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 257,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	212(注)2
新株予約権の行使期間	2020年7月2日～2027年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 217 資本組入額 109 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

更に、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

ただし、取締役会で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2020年7月2日から2027年7月1日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益の額が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。ただし、当社の営業利益の額にかかわらず、新株予約権者は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち10%を限度として行使することができる。

営業利益の額が0円を超過した場合 行使可能割合 70%

営業利益の額が1億円を超過した場合 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の額の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における営業利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 上記6.(1)の条件達成にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所マザーズ（提出日現在グロース市場）における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や東京証券取引所マザーズ（提出日現在グロース市場）の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始

その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、6.(3)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権が失効した場合、当社は本新株予約権者が有する本新株予約権全部を無償で取得することができる。
- (4) 以下の各号に定める事由が生じた場合、当社は、本新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

本新株予約権者が権利を行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合

本新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合

本新株予約権者が当社又は関連会社と競合する業務を営むなど、その名目を問わず競業行為をした場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があった場合

反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）

であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

本新株予約権者が当社との間で締結する総数引受契約の各規定に違反した場合

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記7.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2) 第 8 回新株予約権

決議年月日	2022年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 32名
新株予約権の数(個)	225（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 22,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	147 （注）2
新株予約権の行使期間	2024年 4 月16日～2027年 4 月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 205（注）2 資本組入額 103（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年 2 月28 日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所マザーズ（東京証券取引所グロース市場に移行した後は同市場とする。）における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式

にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

ただし、取締役会で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」といい、割当日において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある者に限る。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年12月期から2026年12月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益の額が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。

(a) 営業利益の額が0円を超過した場合 行使可能割合 50%

(b) 営業利益の額が1億円を超過した場合 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の額の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における営業利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更または修正すべき場合には、別途参照すべき指標またはその算定方法を取締役会にて定めるものとする。

本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社普通株式にかかる発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の行使条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する総数引受契約に定めるところによる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

各本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる

る期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3 . に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件
上記 4 . に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

3) 第9回新株予約権

決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3名 当社従業員 1名
新株予約権の数（個）	6,300（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 630,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	181（注）2
新株予約権の行使期間	2022年7月19日～2027年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 182（注）2 資本組入額 91（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所グロースにおける当社普通株式の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に105%を乗じた価格（小数点以下は切上げ、以下同様。）とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

ただし、取締役会で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年12月期から2026年12月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益の額が1億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち行使可能割合の100%を限度として行使することができる。

なお、上記における営業利益の額の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における営業利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更または修正すべき場合には、別途参照すべき指標またはその算定方法を取締役会にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所グロースにおける当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
各本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件
上記4.に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第14回新株予約権	
決議年月日	2024年 5 月14日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 6 当社執行役員 1
新株予約権の数 (個)	9,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 900,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	124 (注) 2
新株予約権の行使期間	2024年 5 月31日 ~ 2029年 5 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 124 (注) 2 資本組入額 62 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日 (2025年12月31日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2026年 2 月28日) において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所グロースにおける当社普通株式の終値 (当日に終値がない場合はそれに先立つ直近取引日の終値) に110%を乗じた価格 (小数点以下は切上げ、以下同様。) とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社取締役会で当該行使価額の調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所グロースにおける当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。

但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

各本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1 . に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 . で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5 . (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3 . に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件
上記 4 . に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第11回新株予約権	
決議年月日	2022年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社CANDY・A・GO・GO
新株予約権の数(個)	2,111(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 211,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	124.4[122.4](注)2、3
新株予約権の行使期間	2023年1月27日～2028年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 144 資本組入額 72
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、2023年1月10日の取締役会において、募集事項に関して変更することを決定しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項については提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はございません。なお、2024年4月1日の取締役会において、本新株予約権の割当先との間で締結された本新株予約権に関して、行使価額を調整することを決定しております。

（注）１．本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式211,100株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第3項の規定に従って行使価額（第2項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

（注）２．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、143円とする。但し、行使価額は第3項に定めるところに従い調整されるものとする。

（注）３．行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注) 4. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2023年12月期から2026年12月期のいずれかの事業年度において、当社の売上高が1,000百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、当社の連結損益計算書をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、2022年12月23日付、当社及び本新株予約権者間の「資本業務提携契約書」（その後に変更契約が締結された場合、当該契約を含む）が有効に成立していることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 5. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第4項及び第6項乃至第8項準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(注) 6. 本新株予約権の行使期間

2023年1月11日から2028年1月10日（但し、2028年1月10日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第13項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

(注) 7. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 8. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

第13回新株予約権	
決議年月日	2024年2月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 株式会社STPR [SUPER STATE HOLDINGS株式会社] 株式会社PLAN A クオンタムリープ株式会社
新株予約権の数（個）	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 250,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	85 [65.9] （注）4、5
新株予約権の行使期間	2024年4月1日～2026年3月31日 （注）6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 85 （注）4、5、11 資本組入額 43 （注）4、5、11
新株予約権の行使の条件	（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項については提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はございません。

（注）1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式8,890,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、第2項（2）乃至（4）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（2）行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、株式会社東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。但し、修正基準日時価が57円（以下「下限行使価額」という。但し、第5項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

（3）行使価額の修正頻度

行使の際に本項（2）に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

(4) 行使価額の下限

本項(2)に記載する修正基準日時価が57円(以下「下限行使価額」という。但し、第5項の規定による調整を受ける。)を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。下限行使価額においても、潜在株式数は8,890,000株とする。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式8,890,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第5項の規定に従って行使価額(第3項(2)に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第5項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第5項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、85円とする。但し、行使価額は第5項に定めるところに従い調整されるものとする。

4. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、株式会社東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。但し、修正基準日時価が57円（以下「下限行使価額」という。但し、第5項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

5. 行使価額の調整

- （1）当社は、本新株予約権の発行後、本項（2）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{行使価額} & = & \text{株式数} \\ & & + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}} \\ & \times & \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \end{array}$$

- （2）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項（4）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第（4）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項（4）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項（4）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の行使期間

2024年4月1日から2026年3月31日（但し、2026年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第9項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

7. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

8. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20取引日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

9. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第6項乃至第9項、第10項及び第11項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第15回新株予約権	
決議年月日	2025年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 合同会社光造パートナーズ 合同会社ダブルアール 株式会社PLANNA musica株式会社 クオインタムリープ株式会社
新株予約権の数（個）	90,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 9,000,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	186 （注）4、5
新株予約権の行使期間	2025年11月17日～2027年11月16日 （注）6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 186 （注）4、5、11 資本組入額 93 （注）4、5、11
新株予約権の行使の条件	（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、第2項（2）乃至（4）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、株式会社東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。但し、修正基準日時価が103円（以下「下限行使価額」という。但し、第11項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

(3) 行使価額の下限

本項(2)に記載する修正基準日時価が103円（以下「下限行使価額」という。但し、第5項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。下限行使価額においても、潜在株式数は9,000,000株とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第5項の規定に従って行使価額（第3項(2)に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第5項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第5項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、186円とする。但し、行使価額は第5項に定めるところに従い調整されるものとする。

4. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所において売

買立会が行われる日をいう。但し、株式会社東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。但し、修正基準日時価が103円（以下「下限行使価額」という。但し、第5項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

5. 行使価額の調整

- （1）当社は、本新株予約権の発行後、本項（2）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{行使価額} & = & \text{株式数} \\ & & + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}} \\ & \times & \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \end{array}$$

- （2）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項（4）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の行使期間

2025年11月17日から2027年11月16日（但し、2027年11月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第9項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

7. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

8. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20取引日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

9. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第6項乃至第9項、第10項及び第11項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が

生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2021年4月1日 (注)2	-	7,862,500	187,298	100,000	-	287,198
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)1	600,000	8,462,500	52,449	152,449	52,449	339,647
2023年1月26日 (注)1	600,000	9,062,500	35,649	188,098	35,649	375,296
2023年4月28日 (注)3	1,098,000	10,160,500	66,429	254,527	66,429	441,725
2023年4月28日 (注)1	600,000	10,760,500	36,702	291,229	36,702	478,427
2023年12月20日 (注)1	255,000	11,015,500	11,645	302,874	11,645	490,073
2024年2月15日 (注)1	95,000	11,110,500	4,338	307,213	4,338	494,412
2024年4月1日 (注)4	1,110,000	12,220,500	47,175	354,388	47,175	541,587
2024年6月19日 (注)3	500,000	12,720,500	21,380	375,768	21,380	562,967
2024年8月19日 (注)3	500,000	13,220,500	21,380	397,148	21,380	584,347
2024年10月18日 (注)3	500,000	13,720,500	21,380	418,528	21,380	605,727
2025年2月14日 (注)3	500,000	14,220,500	21,380	439,908	21,380	627,107
2025年4月2日 (注)3	500,000	14,720,500	21,380	461,288	21,380	648,487
2025年5月19日 (注)3	1,000,000	15,720,500	33,760	495,048	33,760	682,247
2025年7月4日 (注)3	500,000	16,220,500	16,880	511,928	16,880	699,127
2025年7月9日 (注)3	500,000	16,720,500	16,880	528,808	16,880	716,007
2025年8月8日 (注)3	500,000	17,220,500	16,880	545,688	16,880	732,887
2025年8月18日 (注)3	1,000,000	18,220,500	33,760	579,448	33,760	766,647
2025年8月19日 (注)3	1,250,000	19,470,500	42,200	621,648	42,200	808,847
2025年8月25日 (注)3	390,000	19,860,500	13,166	634,814	13,166	822,013
2025年9月30日 (注)5	2,953,000	22,813,500	-	634,814	646,707	1,468,720
2025年11月17日 (注)6	1,000,000	23,813,500	93,000	727,814	93,000	1,561,720
2025年12月3日 (注)1	180,000	23,993,500	11,250	739,064	11,250	1,572,970
2025年12月16日 (注)3	1,000,000	24,993,500	33,210	772,274	33,210	1,606,180

(注)1．新株予約権（ストックオプション）及び行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の権利行使による増加であります。

2. 2021年3月25日に開催した定時株主総会の決議に基づき、資本金を減少し、その同額をその他資本剰余金へ振り替えたものであります。
3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 2024年4月1日に完了した第三者割当増資（普通株式1,110,000株）による増加であります。
発行価額 1株につき85円
資本組入額 1株につき42.5円
割当先 株式会社 PLANA
5. 当社は、2025年9月1日を効力発生日として、musica lab株式会社及び株式会社PWANを完全子会社とする株式交換を行いました。これにより、発行済株式総数が2,953千株、資本準備金が646,707千円それぞれ増加しております。
6. 第三者割当増資による増加であります。
発行価格 186円
資本組入額 93円
割当先 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

7. 資金使途の一部変更

- (1) 2025年10月30日開催の取締役会において、2024年2月16日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当により発行される新株式及び第13回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて開示いたしました「調達した資金の使途」につきまして、下記のとおり一部変更を決議いたしました。

変更の理由

当社は、本新株式及び本新株予約権による調達資金を、当初想定の手取り額として合計847百万円と見込んでおり、そのうち、本新株式による調達額は94百万円であり、本新株予約権による調達額は752百万円であり、それぞれ下記資金使途として充当予定としておりました。しかしながら、2025年4月10日付「第三者割当による第13回新株予約権の行使価額の修正決定に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、新株予約権の行使価額の修正によって本新株予約権による手取り額は合計637百万円となっております。加えて、2025年2月27日付「IP&コマース事業部門の一部（YURINAN事業）事業譲渡に関する基本合意書締結のお知らせ」及び2025年3月31日付「（開示事項の経過）IP&コマース事業の一部事業譲渡に関する事業譲渡契約締結のお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社のIP&コマース事業セグメントを構成する一部門であった YURINAN 事業（ストア事業）が、事業譲渡に伴って当社グループ外に転出したことから、ストア事業の店舗運営費用として予定していた資金につきまして、資金使途及び支出予定時期に変更が生じることとなりました。

変更の内容

(変更前)

・本募集株式による調達資金の資金使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ストア事業における店舗運営費用	94	2024年4月～2026年3月
a 新規出店のための資金	94	2024年4月～2026年3月
合計	94	

・本新株予約権による調達資金の資金使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ストア事業における店舗運営費用	136	2024年4月～2026年3月
a 新規出店のための資金	10	2024年4月～2026年3月
b 店舗運営に係る人件費のための資金	126	2024年4月～2026年3月
「IP×地方」等をコンセプトとした商品製造費用	251	2024年4月～2025年12月
メディア事業における広告代理事業の事業運転資金	279	2024年4月～2026年3月
新規採用費用（店舗運営部門を除く）	37	2024年4月～2026年3月
借入（金）の返済	50	2024年4月～2024年12月
合計	753	

(変更後)

・本募集株式による調達資金の資金使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ストア事業における店舗運営費用	32	2024年4月～2026年3月
a 新規出店のための資金	32	2024年4月～2026年3月
「IP×地方」等をコンセプトとした商品製造費用	62	2025年11月～2026年3月
合計	94	

・本新株予約権による調達資金の資金使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ストア事業における店舗運営費用	92	2024年4月～2026年3月
a 新規出店のための資金	0	-
b 店舗運営に係る人件費のための資金	92	2024年4月～2026年3月
「IP×地方」等をコンセプトとした商品製造費用	189	2024年4月～2026年3月
メディア事業における広告代理事業の事業運転資金	279	2024年4月～2026年3月
新規採用費用（店舗運営部門を除く）	27	2024年4月～2026年3月
借入（金）の返済	50	2024年4月～2024年12月
合計	637	

(注) 1. 百万円未満を切り捨てにて表示しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株 ）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	30	32	22	173	10,119	10,378	-
所有株式数 (単元)	-	563	34,559	62,873	8,604	2,252	140,965	249,816	11,900
所有株式数 の割合(%)	-	0.225	13.833	25.167	3.444	0.901	56.427	100.00	-

(注)自己株式14,646株は、「個人その他」に146単元、「単元未満株式の状況」に46株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社PLANNA	福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目17-15 - 4階	2,610,000	10.44
musica株式会社	大阪市北区梅田3丁目3番45号	1,953,000	7.81
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6番1号	1,397,100	5.59
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号	842,226	3.37
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	655,300	2.62
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	637,406	2.55
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	393,300	1.57
渡辺 明男	東京都杉並区	376,400	1.50
村井 智建	東京都渋谷区	360,000	1.44
クオインタムリープ株式会社	東京都渋谷区広尾5丁目8-8	250,000	1.00
計	-	9,474,732	37.89

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式14,646株があります。

(注) 2. 2025年5月12日付の臨時報告書(主要株主の異動)にてお知らせしましたとおり、前事業年度末において主要株主であった村井 智建氏は、当期間に主要株主ではなくなりました。

(注) 3. 2025年12月16日付で開示した「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載の通り、株式会社PLANNAが当社の主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,967,000	249,670	-
単元未満株式	普通株式 11,900	-	-
発行済株式総数	24,993,500	-	-
総株主の議決権	-	249,670	-

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) AppBank株式会社	東京都新宿区新宿 1 丁目19番10号	14,600	-	14,600	0.05
計	-	14,600	-	14,600	0.05

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第13号による所得

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における所得自己株式	3	0
当期間における所得自己株式	-	-

(注) 株式会社PWAN及びmusica lab株式会社の完全子会社化に係る株式交換で生じた端数株式の取得によるものです。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数 (注)	14,646	-	14,646	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、当社は未だ成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すために、内部留保の充実が重要であると考えております。そのため、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、取締役会が決定した方針のもと、各業務執行取締役が担当業務を執行する権限と責任を持つことで意思決定の迅速化を図るとともに、経営の公正性及び透明性を高めることによりコンプライアンス体制、効率的な経営体制の確立を実現することにあります。また、監査等委員である社外取締役3名を設置し、第三者の視座が経営判断に反映される体制を構築しております。なお、2021年3月25日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社グループは同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

企業統治の体制の概要及び当該企業統治体制を採用する理由

当社グループは、監査等委員会設置会社であり、取締役による的確な意思決定と迅速かつ機動的な業務執行を行う一方、監査等委員である取締役による客観的かつ中立的な監視により公正かつ客観的な監督及び監視を可能とする経営体制を構築することにより、コーポレート・ガバナンスの十分性及び実効性を確保する目的として、有価証券報告書提出日現在（2026年3月30日）で、以下の企業統治の体制を採用しております。

取締役会

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成されており、代表取締役社長である白石充三が議長を務めております。構成員については、「（2）役員の状況」に記載のとおりであります。取締役会は、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、監査等委員ではない取締役の任期を1年とし、監査等委員である取締役の任期を2年としております。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役（委員長）1名及び他2名で監査等委員である社外取締役3名が構成されており、うち1名は独立性の高い社外取締役であります。構成員については、「（2）役員の状況」に記載のとおりであります。監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査等委員である取締役相互の情報共有を図っております。また、監査等委員である取締役は、株主総会や取締役会への出席や取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利を行使しているほか、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性確保と効率性の向上を目指しております。

```

graph TD
    SHS[株主総会] -- "選任・解任" --> BOB[取締役会]
    SHS -- "選任・解任" --> ASC[監査等委員会]
    SHS -- "選任・解任" --> RD[代表取締役]
    SHS -- "選任・解任" --> AI[会計監査人]
    SHS -- "選任・解任" --> IIR[内部監査室]

    BOB -- "監督・選任" --> RD
    RD -- "報告" --> BOB
    RD -- "指示" --> DCS[各部署・子会社]
    DCS -- "報告" --> RD
    RD <--> CC[コンプライアンス委員会]
    RD <--> TCW[通報・相談窓口]

    CC -- "報告" --> RD
    CC -- "指示" --> RD
    TCW -- "報告・相談" --> RD
    RD -- "報告・相談" --> TCW

    ASC -- "連携" --> AI
    AI -- "監査" --> ASC
    AI -- "連携" --> IIR
    IIR -- "監査" --> DCS
    IIR -- "報告" --> ASC
    IIR -- "指示" --> TCW
    TCW -- "指示" --> IIR
  
```

d. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理します。新たに生じたりリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命します。

内部監査担当者は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、取締役会又は別途定める会議体において改善策を審議・決定します。

e. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。

f. 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員である取締役の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員である取締役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底いたします。

g. 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

(a) 当社の取締役・監査等委員である取締役等及び従業員が監査等委員である取締役に報告をするための体制

- ・取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査等委員である取締役に報告するとともに、緊急かつ重要な事項は速やかに監査等委員である取締役に報告します。
- ・使用人は監査等委員である取締役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令又は定款違反となるおそれがある事実がある場合には、直接報告することができます。
- ・内部通報窓口の担当部門は、当社の役員及び従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、内部通報報告書の写しを監査等委員会に交付します。

h. 監査等委員である取締役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員である取締役への報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底します。

i. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (a) 監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (b) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

j. 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役社長CEOは、監査等委員である取締役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
- (b) 監査等委員である取締役は定期的に会計監査人、内部監査室と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

k. 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンスを含めたガバナンス体制・リスク管理体制の整備及び運用の強化に努めております。具体的には、経営企画部にて、顧問弁護士によるコンプライアンス体制のチェック及び事案に関するアドバイスを定期的に受けております。また、当社グループにおけるリスク管理規程並びにコンプライアンス規程に基づき、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。加えて、リスク情報の収集、リスク認識、状況把握、再発防止・未然防止策の策定等をよりスピーディかつ効果的に行うため、経営企画部においてリスクマネジメント業務を行っております。

その他、コンプライアンス相談受付体制として、内部通報窓口を社内と社外に設置しております。また、コンプライアンス意識の向上を目的に、社内研修等の教育機会の充実及び人事政策の運用に取り組んでおります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査等委員である取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。これは、社外取締役及び監査等委員である取締役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社取締役（監査等委員を含む）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員、並びに子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結しております。被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

取締役の定数

当社の取締役は4名以上12名以内とし、取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨、定款で定めております。

自己株式の取得に関する事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨、定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

当事業年度における提出会社の取締役会及び指名報酬委員会の状況

(a) 取締役会

当事業年度において当社は取締役会を23回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	取締役会
代表取締役	白石 充三	23回/23回（100％）
取締役	萩原 一禎	23回/23回（100％）
取締役	中村 智広	22回/23回（95％）
取締役 （監査等委員）	三好 正洋	21回/23回（91％）
取締役 （監査等委員）	岡崎 太輔	22回/23回（95％）
取締役 （監査等委員）	井尾 仁志	23回/23回（100％）

取締役会における具体的な活動として、事業助教や業績進捗等の定期報告に加え、予算・決算の承認や株主総会の招集等の定期的に決議が必要となる事項、事業運営や経営政策に関する重要事項等について議論を行いました。

（b）指名報酬委員会

当事業年度において当社は指名報酬委員会を4回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	指名報酬委員会
取締役	中村 智広	4回/4回（100％）
取締役 （監査等委員）	三好 正洋	4回/4回（100％）
取締役 （監査等委員）	井尾 仁志	4回/4回（100％）

指名報酬委員会における具体的な活動として、役員人事の選定に関する事項、役員報酬に関する事項、社長後継者計画に関する事項のほか、指名報酬委員会の役割や実効性向上等に関する議論を行いました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	町田 央衡	1965年1月3日	1987年4月 2000年4月 2001年4月 2005年10月 2007年4月 2014年4月 2020年4月 2025年2月 2026年3月	富士ゼロックス株式会社(現 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)入社 同社 システム営業グループ長(福岡・北九州地区担当)就任 同社 アカウント営業グループ長(北九州地区担当)就任 同社 大手営業グループ長(福岡地区)就任 富士ゼロックス福岡株式会社(現 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社福岡支社)転籍 同社 民間大手営業部長(福岡地区)就任 同社 ソリューション営業部長就任 同社 福岡官民大手営業統括部長就任 同社を定年退職後、同社嘱託社員(現任) 当社 代表取締役会長就任(現任)	(注)3	50,000
代表取締役 社長	白石 充三	1982年2月1日	2006年4月 2020年4月 2020年7月 2021年3月 2021年3月 2021年3月 2024年3月	株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社)入社 当社入社 管理部長CFO 就任 当社 管理本部長CFO 就任(現任) 当社 取締役就任 当社子会社3bitter株式会社 監査役就任 当社子会社テーマ株式会社(2023年4月当社に吸収合併) 監査役就任 当社 代表取締役就任(現任)	(注)3	0
取締役	萩原 一禎	1971年1月22日	1994年4月 2001年1月 2010年4月 2015年4月 2016年4月 2022年9月 2024年3月	三菱商事株式会社入社 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)入社 musica株式会社設立 代表取締役 就任(現任) nulo株式会社 代表取締役 就任(現任) musica lab株式会社 代表取締役 就任(現任) クオインタムリープ株式会社 パートナー就任(現任) 当社 取締役就任(現任)	(注)3	0
取締役	中村 智広	1966年5月1日	1990年10月 2010年2月 2012年6月 2018年1月 2022年6月 2024年3月	ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)入社 株式会社ミスミ入社 クオインタムリープ・アジア株式会社設立 代表取締役就任(現任) クオインタムリープ株式会社 執行役社長&CEO就任 クオインタムリープ株式会社 代表取締役就任(現任) 当社 取締役就任(現任)	(注)3	0
取締役(監 査等委員)	三好 正洋	1976年5月19日	2001年1月 2018年3月 2019年4月 2019年8月 2024年3月	株式会社プラナコーポレーション 入社 株式会社北海道産地直送センター 代表取締役就任(現任) 株式会社産直 代表取締役就任(現任) 株式会社PLANA 代表取締役就任(現任) 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	0

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役（監査等委員）	岡崎 太輔	1971年4月25日	1994年4月 2000年10月 2004年1月 2006年1月 2007年10月 2011年10月 2015年7月 2017年8月 2022年1月 2022年11月 2023年9月 2024年3月 2024年6月	株式会社東京都民銀行（現株式会社きらばし銀行）入行 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 株式会社ファンライブ設立 代表取締役就任 株式会社シーアンドシーメディア 取締役CFO兼社長室長就任 株式会社インサイトテクノロジー 取締役経営企画管理本部長就任 株式会社エスクリ 取締役兼上級執行役員管理本部管掌兼管理本部長就任 ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社 マネージングディレクター社長室長就任 株式会社鉄人化計画 代表取締役就任 株式会社ピアズ 取締役執行役員副社長就任 株式会社ANAP 社外取締役就任 株式会社STPR 取締役就任（現任） 当社 取締役（監査等委員）就任（現任） SUPER STATE HOLDINGS株式会社 取締役（現任）	(注) 4	0
取締役（監査等委員）	井尾 仁志	1961年7月17日	1986年4月 1992年10月 2000年7月 2008年6月 2019年10月 2019年12月 2023年3月 2023年5月	株式会社リコー 入社 監査法人朝日親和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 井尾会計事務所 開設（現任） 監査法人まほろば 開設 代表社員（現任） 株式会社Ginco 監査役就任（現任） 墨田区監査委員 就任（現任） 当社 取締役(監査等委員)就任（現任） 株式会社マックハウス 監査役就任（現任）	(注) 4	0
計						50,000

- (注) 1．取締役萩原一禎及び中村智広は、非常勤取締役であります。
- 2．監査等委員である取締役三好正洋、岡崎太輔及び井尾仁志は、社外取締役であります。
- 3．任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4．任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社では、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。

監査等委員である取締役の三好正洋は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社取締役会意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できるため、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。三好正洋は株式会社P L A N Aの代表取締役であり、同社と当社の間で資本業務提携契約を締結しており、特別の利害関係が存在します。

監査等委員である取締役の岡崎太輔は、主に財務・管理面における上場企業役員としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社取締役会意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できるため、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。岡崎太輔と当社の間には、人的関係、資金的関係又は取引関係及びその他の特別な利害関係はありません。

監査等委員である取締役の井尾仁志は、公認会計士としての専門的見識と豊富な経験により、当社取締役会意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。井尾仁志と当社の間には、人的関係、資金的関係又は取引関係及びその他の特別な利害関係はありません。

当社は、経営の意思決定機関である取締役会に、社外取締役を確保し、かつ監査等委員会を構成する監査等委員の全てを社外取締役とすることで、経営監視機能の強化を図っております。社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、当社グループのコーポレート・ガバナンスにおいて重要であり、取締役会に出席し、第三者の立場としての意見具申を行い、加えて監査等委員である社外取締役は定期的な監査を実施することにより、外部からの経営監視機能及び役割を果たしております。

なお、当社は社外取締役及び監査等委員である社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が示す独立役員の独立性に関する判断基準を参考に選任しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。監査等委員である取締役は、取締役会及びその他の重要な会議へ出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。監査等委員が監査等委員会で定められた監査方針、監査計画に従い、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。また、監査等委員は業務執行者から個別にヒアリングを行うとともに、代表取締役社長CEOをはじめ取締役、会計監査人との間で適宜意見交換を行っております。

当連結会計年度に開催した監査等委員会、取締役会への出席状況は下記のとおりです。

役職名	氏名	監査等委員会出席状況	取締役会出席状況
取締役 (監査等委員)	三好 正洋	13回/15回(86%)	21回/23回(91%)
取締役 (監査等委員)	岡崎 太輔	15回/15回(100%)	22回/23回(95%)
取締役 (監査等委員)	井尾 仁志	15回/15回(100%)	23回/23回(100%)

監査等委員会における主な検討事項は、監査報告の作成、監査方針・監査計画の決定、監査方法及び業務分担の決定、会計監査人の選任に関する決定、会計監査人の報酬等に対する同意です。また、取締役会附議・報告案件の事前チェックや業務監査の活動報告、重要な稟議等の内容の確認等も行っております。

各監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見表明を行い、意思決定を監査しております。また、会計監査人から期初に監査計画の説明を受ける他、期中のレビュー報告や期末会計監査報告の聴取、定期的な意見交換を行い、連携を図っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、専門部署として監査等委員会直轄の内部監査室を設置し、同室所属の1名が担当しております。内部監査室は、内部監査計画を立案し、監査等委員会の決裁を受けた後、各部署の内部監査を実施しております。監査等委員会とは緊密な連携を保ち、その成果を高めるために定期的に会合を開催し意見交換を行っております。また、会計・業務・事業リスク・コンプライアンス等の内部監査を実施し、代表取締役及び監査等委員会並びに取締役会に監査結果を報告するとともに、改善の必要がある場合は、当該部門に対し助言及び改善状況の確認を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人やまぶき

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 江口 二郎

指定社員 内海 慎太郎

継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名及びその他6名で構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社では監査法人の選定方針として、会計監査人に必要な専門性や独立性、必要とされる監査品質を確保できる体制を有しているか、監査等委員会が選定し可否を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法340条 第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査

人を解任いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価は、監査法人を選定する際、及び会計監査人の報酬への同意の可否を決定する際に加え、監査業務が適切に行われているかどうか等についても様々な角度から実施しております。当連結会計年度中に実施した評価においてはいずれも特段の問題は発見されておらず、適切な監査が実施されているものと考えております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,000	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,000	-
連結子会社	-	-
計	32,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（(a)を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の額の決定は、監査日数、監査内容及び当社の業務内容・規模等を勘案した上で代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て決定する方針としております。

e. 監査等委員会が会計監査人に対する報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が監査法人から受けた監査の全体像、監査内容、作業時間、単価等についての説明について、これまでの実績も勘案し特段の問題がないと判断し、会社法第399号第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定の決定に関する方針

当社役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりであります。

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める旨を定款に規定しており、株主総会で決議された報酬総額を決定しております。株主総会で決議された報酬総額の限度額の範囲内において、各取締役の職務の内容及び実績・成果等を勘案して取締役会にて承認した「役員報酬内規」に基づいて決定しております。

具体的には、監査等委員でない取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により承認された報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員の協議にて決定しております。

取締役の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第9回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額400万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。当該決議時点の取締役の員数は5名、うち社外取締役1名。）と決議しております。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第9回定時株主総会において年額500万円以内（当該決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名、うち社外取締役3名。）と決議しております。

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

- ・固定報酬の決定に関する方針（付与時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の固定報酬である金銭報酬は、役位及び職責に応じて決定し、月ごとに支給しております。

- ・業績連動報酬等による金銭報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬等による金銭報酬に係る業績指標は、株主価値向上に対する短期的なインセンティブを高める観点から、当社単体財務諸表（当社が連結財務諸表を作成する場合には、連結財務諸表）における売上高及び営業利益並びに当社普通株式の株価を採用し、各評価指標について適切な重みづけを行ったうえで、各評価指標の実績値を目標値で除することによって算出される達成率を算出しております。その結果算出される重みづけ後達成率を反映した額をもって、業績連動報酬等の金銭報酬の支給額としております。

- ・基本報酬の額、及び業績連動報酬等の額

取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、役位及び職責、業績及び重みづけ後達成率を総合的に勘案して、同業種他社及び他業種同規模他社における方針等を参考にするなどして決定しております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する決定過程における取締役会及び指名報酬委員会の活動は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 当事業年度における提出会社の取締役会及び指名報酬委員会の状況（b）指名報酬委員会」に記載のとおりであります。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由は、指名報酬委員会での十分な審議状況を踏まえて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に妥当性があるものとされたためであります。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、a. 予算上の売上目標、b. 営業利益の最低目標、c. 2025年10月から12月までの平均時価総額であり、それぞれの重みづけはa. 40%、b. 50%、c. 10%であります。これに対応する実績はa. 90%、b. 0%、c. 104%であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			人員
		固定報酬	業績連動 報酬	ストックオプ ション	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	19,590	17,070	2,520	-	3
社外取締役(監査等委員)	10,800	10,800	-	-	3
社外取締役(監査等委員を除く)	-	-	-	-	0

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容

当社は、中長期的な企業価値向上に必要とされる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。個別銘柄の保有の適否は、当社の事業方針との整合性及び保有の合理性について検証を行い、取締役会において決定しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)より連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、外部機関の行う研修へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年12月31日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		735,756
売掛金		151,777
商品及び製品		7,371
原材料及び貯蔵品		1,725
その他		37,120
貸倒引当金		234
流動資産合計		933,517
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		838
減価償却累計額	1	838
建物及び構築物（純額）		0
機械及び装置		609
減価償却累計額	1	328
機械及び装置（純額）		280
工具、器具及び備品		17,347
減価償却累計額	1	16,851
工具、器具及び備品（純額）		495
有形固定資産合計		776
無形固定資産		
ソフトウェア		430
のれん		267,939
無形固定資産合計		268,369
投資その他の資産		
長期貸付金		2,000
繰延税金資産		17,185
長期未収入金	2	141,572
その他		4,678
貸倒引当金	2	141,572
投資その他の資産合計		23,863
固定資産合計		293,009
資産合計		1,226,527

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	99,046
短期借入金	36,531
賞与引当金	4,150
未払法人税等	34,875
その他	3 89,073
流動負債合計	263,676
固定負債	
長期借入金	44,000
固定負債合計	44,000
負債合計	307,676
純資産の部	
株主資本	
資本金	772,274
資本剰余金	2,022,501
利益剰余金	1,897,191
自己株式	574
株主資本合計	897,010
新株予約権	21,840
純資産合計	918,851
負債純資産合計	1,226,527

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	1 1,242,240
売上原価	2 1,121,794
売上総利益	120,446
販売費及び一般管理費	3 291,335
営業損失()	170,888
営業外収益	
受取利息	173
受取配当金	3
為替差益	454
補助金収入	992
貸倒引当金戻入額	299
雑収入	321
営業外収益合計	2,244
営業外費用	
支払利息	854
支払手数料	16,099
雑損失	3
営業外費用合計	16,957
経常損失()	185,601
特別利益	
事業譲渡益	4 2,173
特別利益合計	2,173
特別損失	
減損損失	5 332,109
のれん償却額	122
特別損失合計	332,232
税金等調整前当期純損失()	515,660
法人税、住民税及び事業税	5,507
法人税等調整額	1,920
法人税等合計	3,586
当期純損失()	519,247
親会社株主に帰属する当期純損失()	519,247

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)
	当連結会計年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
当期純損失（ ）	519,247
包括利益	519,247
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	519,247

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	418,528	1,022,047	1,377,943	574	62,057
当期変動額					
新株の発行	353,746	353,746			707,492
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			519,247		519,247
株式交換による増加		646,707			646,707
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	353,746	1,000,453	519,247	-	834,952
当期末残高	772,274	2,022,501	1,897,191	574	897,010

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	8,813	70,871
当期変動額		
新株の発行		707,492
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）		519,247
株式交換による増加		646,707
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13,027	13,027
当期変動額合計	13,027	847,979
当期末残高	21,840	918,851

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失（ ）	515,660
減価償却費	1,349
減損損失	332,109
のれん償却額	14,225
のれん償却額（特別損失）	122
貸倒引当金の増減額（ は減少）	2,318
受取利息及び受取配当金	176
支払利息	854
事業譲渡損益（ は益）	2,173
売上債権の増減額（ は増加）	84,960
棚卸資産の増減額（ は増加）	3,774
仕入債務の増減額（ は減少）	76,139
賞与引当金の増減額（ は減少）	225
その他	14,153
小計	173,450
利息及び配当金の受取額	176
法人税等の支払額	6,137
法人税等の還付額	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	179,408
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,135
事業譲渡による収入	35,299
その他	276
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,440
財務活動によるキャッシュ・フロー	
新株予約権の発行による収入	16,920
株式の発行による収入	707,492
財務活動によるキャッシュ・フロー	724,412
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	579,444
現金及び現金同等物の期首残高	70,832
株式交換による現金及び現金同等物の増加額	² 85,480
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 735,756

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

2社

主要な連結子会社の名称

株式会社PWAN

musica lab株式会社

当連結会計年度より、当社を株式交換完全親会社、株式会社PWAN及びmusica lab株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換に伴い、同社の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～40年

機械装置及び運搬具 5～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

一部の連結子会社においては、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

メディア事業

メディア事業においては、サイト運営、インターネット動画配信、TV広告枠販売等を行っております。

サイト運営につきましては、ゲームやアプリ等の総合情報サイトである「AppBank.net」を運営し、メディア内に広告を掲載しており、広告の掲載により履行義務が充足されるため、当該期間により収益を認識しております。

インターネット動画配信につきましては、「YouTube」、「ニコニコ」及び「TikTok」を通じて動画コンテンツの提供・公開をしており、動画を視聴しているユーザーが広告を閲覧した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

TV広告枠販売につきましては、顧客である広告主・媒体社の各々の契約に基づき、広告枠を販売しており、広告が放映された時点で履行義務が充足されるため、当該時点により収益を認識しております。

IP&コマース事業

IP&コマース事業においては、当社の店舗、Eコマースサイト及びスマホアプリにおいて商品を販売、スポーツチーム向け各種グッズ等の卸売等を行っております。

店頭販売につきましては、その引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該引渡時点で収益を認識しております。

インターネット販売・卸売につきましては、顧客に商品を供給することを履行義務としており、出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 267,939 千円

当該のれんは連結子会社である株式会社PWAN及びmusica lab株式会社の取得により発生したものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算定方法

のれんは取得による企業結合において支配獲得時以降の事業展開によって期待される超過収益力に関連しており、その効果の発現する期間を5年と見積り、その期間で均等償却しております。また、各四半期末において未償却残高について減損の兆候が発生していないか否かの検討を行い、回収可能と認められる部分のみ資産計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

減損の判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りは、子会社の業績や事業計画を基礎としその期間経過後は将来の不確実性を考慮した成長率をもとに算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、I F R S 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、I F R S 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、I F R S 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、I F R S 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2027年12月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表関係)

- 1 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- 2 元取締役及び元従業員による不正行為に関連して発生したものが、次のとおり含まれております。

当連結会計年度 (2025年12月31日)	
固定資産	
投資その他の資産	
長期未収入金	141,572千円
貸倒引当金	141,572 "

- 3 流動負債その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年12月31日)	
流動負債	
前受金	662千円

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

- 2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2025年 1月 1 日 至 2025年12月31日)	
売上原価	1,842千円

- 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2025年 1月 1 日 至 2025年12月31日)	
給料及び手当	54,571千円
支払手数料	69,882 "
業務委託費	35,927 "
退職給付費用	1,590 "
賞与引当金繰入額	2,371 "

- 4 事業譲渡益

当連結会計年度(自 2025年 1月 1 日 至 2025年12月31日)
YURINAN事業及び古いコンテンツ事業の譲渡によるものであります。

- 5 減損損失

当連結会計年度(自 2025年 1月 1 日 至 2025年12月31日)
当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都新宿区	本社	工具、器具及び備品	879
		建物	766
	メディア事業	工具、器具及び備品	232
	その他	のれん	330,230
合計			332,109

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分により、事業用資産は事業単位でグルー

ピングを行っております。ただし本社資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した事業用資産及び共用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、いずれの資産も使用価値に基づき将来キャッシュ・フローの見積りによって算定しており、回収可能価額を零として評価しております。

また、当連結会計年度において、株式交換により株式会社PWAN及びmusica lab株式会社を完全子会社化しており、株式取得時に超過収益力を前提として計上したのれんについて、株式交換合意公表後から企業結合日までの期間において当社株価が上昇し、取得原価が当初の想定よりも超過したことにより、企業結合時において、当該超過額を減損損失として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,720,500	11,273,000	-	24,993,500

(変動事由の概要)

新株発行による増加 1,000,000株

株式交換に伴う新株の発行による増加 2,953,000株

新株予約権の権利行使による増加 7,320,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,643	3	-	14,646

(変動事由の概要)

株式交換により生じた端数株式の取得による増加 3株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2020年ストック・オプションとしての第6回新株予約権	-	-	-	-	-	1,289
	2020年ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	634
	2022年ストック・オプションとしての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	1,305
	2022年ストック・オプションとしての第9回新株予約権	-	-	-	-	-	630
	2023年第三者割当としての第11回新株予約権	普通株式	211,100	-	-	211,100	211
	2024年第三者割当としての第13回新株予約権	普通株式	7,390,000	-	7,140,000	250,000	130
	2024年ストック・オプションとしての第14回新株予約権	-	-	-	-	-	720
	2025年第三者割当としての第15回新株予約権	普通株式	-	9,000,000	-	9,000,000	16,920
合計			7,601,100	9,000,000	7,140,000	9,461,100	21,840

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第13回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

3. 第15回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	735,756千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	- "
現金及び現金同等物	735,756千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

株式交換により新たに株式会社PWAN及びmusica lab株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式交換による子会社資金の受入額との関係は次のとおりであります。

1. 株式会社PWAN

流動資産	77,511 千円
固定資産	16,306 千円
のれん	220,946 千円
流動負債	51,764 千円
固定負債	44,000 千円
株式の取得価額	219,000 千円
取得関連費用	2,932 千円
現金及び現金同等物	25,419 千円
株式交換による当社株式の交付価額	221,932 千円
差引：株式交換による現金及び現金同等物の増加額	25,419 千円

2. musica lab株式会社

流動資産	137,807 千円
固定資産	3,506 千円
のれん	391,325 千円
流動負債	104,932 千円
固定負債	0 千円
株式の取得価額	427,707 千円
取得関連費用	5,718 千円
現金及び現金同等物	60,060 千円
株式交換による当社株式の交付価額	433,425 千円
差引：株式交換による現金及び現金同等物の増加額	60,060 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金を主に新株及び新株予約権の発行等により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、経理規程及び販売管理規程に従い、管理部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度(2025年12月31日)

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(１) 長期貸付金	2,000	2,053	53
(２) 長期未収入金	141,572		
貸倒引当金(１)	141,572		
貸倒引当金控除後	-	-	-
資 産 計	2,000	2,053	53
長期借入金(２)	44,000	45,201	1,201
負 債 計	44,000	45,201	1,201

(注) １．長期未収入金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

２．１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

３．「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注１) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2025年12月31日)

(単位：千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	735,756	-	-	-
売掛金	151,777	-	-	-
合計	887,534	-	-	-

(注２) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2025年12月31日)

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	-	-	43,000	-	-	1,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	2,053	-	2,053
資産計	-	2,053	-	2,053
長期借入金	-	45,201	-	45,201
負債計	-	45,201	-	45,201

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額と、当該貸付金の回収期間及び回収リスクを加味した利率に基づき、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

帳簿価額と時価がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率に基づき、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため確定給付企業年金制度を採用しております。確定給付企業年金制度については、複数事業主制度による「福祉はぐくみ企業年金基金」に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金制度への要拠出額は、当連結会計年度2,815千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
年金資産の額	47,177百万円
年金財政計算上の数理債務の額	46,419 "
差引額	758百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

当連結会計年度 0.01% (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、剰余金(運用損益)であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2020年 第 6 回 ストック・オプション	2022年 第 8 回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年 6 月17日	2022年 3 月29日
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 1 名 当社従業員 2 名	当社従業員 32名
株式の種類 及び付与数(注)	普通株式 558,700株	普通株式 80,000株
付与日	2020年 7 月 2 日	2022年 4 月18日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。	同左
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年 7 月 2 日 至 2027年 7 月 1 日	自 2024年 4 月16日 至 2027年 4 月15日

	2022年 第9回 ストック・オプション	2024年 第14回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年6月30日	2024年5月14日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 1名	当社取締役 3名 執行役員 1名 監査等委員 3名
株式の種類 及び付与数 (注)	普通株式 630,000株	普通株式 900,000株
付与日	2022年7月19日	2024年5月31日
権利確定条件	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年7月19日 至 2027年7月18日	自 2024年5月31日 至 2029年5月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月17日	2022年3月29日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	257,900	22,500
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	257,900	22,500

	第9回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション
--	-------------------	--------------------

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年 6 月30日	2024年 5 月14日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	630,000	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	900,000
権利確定	-	-
権利行使	-	180,000
失効	-	-
未行使残	630,000	720,000

単価情報

	第 6 回 ストック・オプション	第 8 回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年 6 月17日	2022年 3 月29日
権利行使価額 (円)	212.00	147.00
行使時平均株価 (円)	-	130.00
付与日における公正な評価単価 (円)	5.00	58.00

	第 9 回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年 6 月30日	2024年 5 月14日
権利行使価額 (円)	181.00	124.00
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1.00	1.00

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当連結会計年度 (2025年12月31日)	
繰延税金資産	
固定資産償却超過額	3,276千円
貸倒引当金	44,969 "
新株予約権	611 "
棚卸資産評価損	728 "
賞与引当金	1,405 "
繰越欠損金(注)	704,075 "
その他	6,838千円
繰延税金資産 小計	761,905千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	691,490 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	53,230 "
評価性引当額 小計	744,720千円
繰延税金資産 合計	17,185千円
繰延税金負債	
繰延税金負債 合計	- 千円
繰延税金資産の純額	17,185千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2025年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金()	88,866	45,109	-	34,388	135,848	399,861	704,075
評価性引当額	88,866	45,109	-	23,808	133,843	399,861	691,490
繰延税金資産	-	-	-	10,579	2,005	-	12,585

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度(2025年12月31日)

税金等調整前当期純損失()が計上されているため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しています。この税率変更により、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(事業分離)

当社は、2025年3月31日開催の取締役会において、マール株式会社に対して、IP&コマース事業部門の一部（YURINAN 事業）を譲渡することを目的として、マール株式会社との間で本事業譲渡に関する事業譲渡契約書の締結について決議し、同日付で本件譲渡契約を締結しました。その後、2025年4月1日にYURINAN 事業を譲渡しました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

マール株式会社

(2) 分離した事業の内容

YURINAN事業

(3) 事業分離を行った主な理由

事業整理の一環として譲渡することといたしました。

(4) 事業分離日

2025年4月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 576千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 5,488千円

有形固定資産 13,838千円

投資その他の資産 13,857千円

資産合計 33,185千円

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

IP&コマース事業

4. 連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 46,565千円

営業利益 14,803千円

(株式交換による完全子会社化)

当社は、2025年8月4日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社PWAN及びmusica lab株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、2025年8月29日開催の臨時株主総会で承認を受け、2025年9月1日付けで本株式交換を実施いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社PWAN

事業の内容：システム及びソフトウェアの企画開発、コールセンター運営等

被取得企業の名称：musica lab株式会社

事業の内容：スポーツチーム向けマーケティング業務、各種グッズの企画・製造及び販売、アプリケーションの開発等

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社PWAN

当社は、昨年来より地方放送局とのメディア共創事業に注力しております。同事業が業績に寄与し、2024年12月期の当社業績は、売上高994百万円（前年比210.7%）を達成し、メディア事業セグメントも通期で黒字化するなど一定の成果が見られました。

今後、同事業の一層の成長加速と、関連サービスとして放送局や広告代理店向けのソリューション等の開発を進めるにあたり、株式会社PWANが有するシステム開発能力やカスタマーサポート機能が、当社の事業戦略において高い親和性を有していると判断し、当社と株式会社PWANは本株式交換契約を締結するに至りました。

musica lab株式会社

当社は、有力IPとのコラボレーションを軸とした、和カフェ店舗の運営や、イベントの企画開催と商品開発を行うIP&コマース事業を展開してきました。2025年12月期には、赤字削減を目的に実店舗事業の事業譲渡ならびに撤退を進める一方で、IPコラボレーションイベントや協業型のIP商品開発事業には引き続き注力する方針です。

musica lab株式会社は、JリーグやBリーグ等全国各地のプロスポーツクラブや各種スポーツ競技団体のオフィシャルグッズ開発、アニメ・キャラクターライセンス事業、ECや物販の受託事業、オリジナルアプリ開発など手掛けてきており、その企画、開発能力をIP&コマース事業に活用することで、同事業の収益モデルの複線化と強化を進めることが可能と判断し、当社とmusica lab株式会社は本株式交換契約を締結するに至りました。

(3) 企業結合日

2025年9月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、株式会社PWAN及びmusica lab株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

株式会社PWAN 100%

musica lab株式会社 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

(1) 株式会社PWAN

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	219,000千円
-------	----------------------	-----------

取得原価	219,000千円
------	-----------

(2) musica lab株式会社

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	427,707千円
-------	----------------------	-----------

取得原価	427,707千円
------	-----------

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

株式会社PWAN普通株式1株に対して、当社の普通株式10株、musica lab株式会社普通株式1株に対して、当社の普通株式3,255株を割り当てております。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社、株

式会社PWAN及びmusica lab株式会社から独立した第三者算定機関である、株式会社ブルー・タス・コンサルティング(以下「ブルー・タス社」といいます。))に、株式会社PWAN及びmusica lab株式会社の株式価値の算定を依頼することとし、2025年8月1日付で、「PWAN社株価算定書」及び「musica lab社株価算定書」(以下、総称して「本算定書」といいます。))を取得いたしました。

当社は、ブルー・タス社から提出を受けた本算定書に記載の株式価値を参考に、各社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式会社PWAN及びmusica lab株式会社との間で真摯に協議と検討を重ねてまいりました。本株式交換比率は、当社及びブルー・タス社の本算定書に基づいた株式交換比率レンジ内であり、各社の株主の皆様にとって妥当であり、その利益を損ねるものではないとの判断に至りましたので、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

(3) 交付した株式数

本株式交換に際して、当社が交付する当社の普通株式は、2,953,000株です。なお、当社は本株式交換による株式の交換に際し、新たに普通株式を発行しました。

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 8,651千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 株式会社PWAN

発生したのれん

220,946千円

発生原因

取得原価が企業結合時の被取得企業の時価純資産総額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

償却方法及び償却期間

5年間にわたり均等償却いたします。なお、株式交換合意公表後から企業結合日までの期間において当社株価が上昇し、取得原価は当初の想定よりも多額になったことにより、企業結合時において127,167千円を減損損失として計上しております。

(2) musica lab株式会社

発生したのれん

391,325千円

発生原因

取得原価が企業結合時の被取得企業の時価純資産総額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

償却方法及び償却期間

5年間にわたり均等償却いたします。なお、株式交換合意公表後から企業結合日までの期間において当社株価が上昇し、取得原価は当初の想定よりも多額になったことにより、企業結合時において203,063千円を減損損失として計上しております。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 株式会社PWAN

流動資産	77,511	千円
固定資産	16,306	
資産合計	93,817	

流動負債	51,764	千円
固定負債	44,000	
負債合計	95,764	

(2) musica lab株式会社

流動資産	137,807	千円
固定資産	3,506	
資産合計	141,314	

流動負債	104,932	千円
固定負債	0	
負債合計	104,932	

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

(1) 株式会社PWAN

売上高	244,824	千円
営業損失	4,702	
特別利益	112,991	

(2) musica lab株式会社

売上高	336,065	千円
営業利益	22,757	
特別利益	355	
特別損失	0	

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産については、該当事項はありません。契約負債については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、iPhoneを中心としたスマートフォン関連のアプリ及びグッズ等のレビューサイトによる広告事業、TV広告枠販売等を行う「メディア事業」、実店舗を運営しコンテンツ・IPとコラボレーション、スポーツチーム向けマーケティング業務、各種グッズの企画・製造及び販売、水産物を中心とした卸売等を行う「IP&コマース事業」をセグメントとしております。

また、株式会社PWAN及びmusica lab株式会社を株式交換により連結子会社化したことに伴い、報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」を新たに追加しております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表 計上額 (注) 3
	メディア 事業	IP&コマース 事業	計				
売上高							
顧客との契約から生じる 収益	983,723	249,517	1,233,240	9,000	1,242,240	-	1,242,240
外部顧客への売上高	983,723	249,517	1,233,240	9,000	1,242,240	-	1,242,240
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	50	50	-	50	50	-
計	983,723	249,567	1,233,290	9,000	1,242,290	50	1,242,240
セグメント利益又は損失 ()	36,214	24,702	11,512	3,082	14,594	185,483	170,888
セグメント資産	723,817	499,597	1,223,414	3,379	1,226,793	266	1,226,527
その他の項目							
減価償却費	470	878	1,349	-	1,349	-	1,349
減損損失	235	330,230	330,463	-	330,463	1,646	332,109
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	235	-	235	-	235	900	1,135

(注) １．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システムの保守サービスやサポートサービスなどの事業活動であります。

２．「調整額」は以下のとおりであります。

(１) セグメント利益又は損失の調整額 185,483千円は、全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(２) セグメント資産の調整額 266千円は、主に報告セグメントに帰属しない全社的資産であります。

(３) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額900千円は、主に報告セグメントに帰属しない全社的資産の購入であります。

(４) 減損損失の調整額1,646千円は、主に報告セグメントに帰属しない減損損失であります。

３．セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社プラナコーポレーション東京	420,182	メディア事業
株式会社プラナコーポレーション大阪	506,200	メディア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	メディア事業	IP&コマー 事業	計			
当期償却額	245	14,102	14,347	-	-	14,347
当期末残高	-	267,939	267,939	-	-	267,939

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主	株式会社 PLANA	福岡県 福岡市	40,000	グループ子会 社管理事業	(被所有) 直接10.4%	-	新株予約 権の権利 行使 (注)	66,420	-	-

(注) 新株予約権の権利行使及び取得による払込金額を記載しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 の子会社	株式会社ブ ラナコーポ レーション 大阪	大阪府大 阪市	10,000	広告代理業	-	TV広告枠 の販売	TV広告枠 の販売 (注)	506,200	売掛金	33,257
主要株主 の子会社	株式会社ブ ラナコーポ レーション 東京	東京都中 央区	10,000	広告代理業	-	TV広告枠 の販売	TV広告枠 の販売等 (注)	420,182	売掛金	33,663

(注) 当該取引は、一般的な取引条件を勘案の上、両社協議の上決定しております。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表を務める会社	株式会社 PLANA	福岡県福岡市	40,000	グループ子会社管理事業	(被所有) 直接10.4%	株式交換	株式交換(注1)	219,000	-	-
役員が代表を務める会社	musica 株式会社	大阪府大阪市	30,000	投資・マーケティング事業	(被所有) 直接7.8%	株式交換	株式交換(注1)	427,707	-	-
役員が代表を務める会社	クオインタムリープ株式会社	東京都港区	100,000	経営コンサルティング・支援事業	(被所有) 直接1.0%	-	新株予約権の行使(注2)	16,880	-	-
主要株主が代表を務める会社	マール株式会社	東京都千代田区	100	小売業	-	事業譲渡	事業譲渡(注3)	33,762	-	-

- (注) 1. 当社を株式交換完全親会社とし、株式会社PWAN、musica lab株式会社を株式交換完全子会社とする取引であり、株式交換比率は第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で議論し決定しております。なお、取引価格はみなし取得日の市場価格に基づき算定しております。
2. 新株予約権の権利行使及び取得による払込金額を記載しております。
3. 事業譲渡については、当社のIP&コマース事業部門の一部(YURINAN事業)を、当社元取締役であり主要株主であった村井智建氏が代表を務めるマール株式会社に譲渡したものであります。取引条件については、第三社の算定した評価額を参考とし、両者間で協議の上、2025年3月31日の取締役会にて決定しております。なお、村井智建氏は2025年4月28日に株式を売却しており主要株主ではなくなりました。

(2) 連結財務諸表提出会社の子会社と関連当事者との取引

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表を務める会社	musica 株式会社	大阪府大阪市	30,000	投資・マーケティング事業	(被所有) 直接7.8%	資金の借入等	資金の借入(注1)	-	短期借入金	36,531
							利息の計上(注1)	424	未払金	424
役員が代表を務める会社	株式会社 PLANA	福岡県福岡市	40,000	グループ子会社管理事業	(被所有) 直接10.4%	資金の借入、出向者の受入れ等	資金の借入(注1)	-	長期借入金	43,000
							利息の計上(注1)	430	未払費用	430

- (注) 1. 資金の借入に係る利息については、市場金利を勘案して、双方協議の上決定しております。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
1 株当たり純資産額	35.91円
1 株当たり当期純損失	29.27円

(注) 1 . 当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 . 1 株当たり純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	519,247
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	519,247
普通株式の期中平均株式数(株)	17,738,483
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	918,851
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	21,840
(うち新株予約権(千円))	(21,840)
(うち非支配株主持分(千円))	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	897,010
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	24,978,854

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、2026年3月30日開催の第14回定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、当連結会計年度におきましても当期純損失を計上し、1,886,116,716円の繰越利益剰余金の欠損を計上するに至っております。つきましては、現在生じております利益剰余金欠損額を解消し、財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づく資本金及び資本準備金の額の減少並びに会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うこととしました。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額のうち、279,936,056円を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額のうち、1,606,180,660円を減少し、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金1,886,116,716円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。これにより繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,886,116,716円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,886,116,716円

5. 日程

(1) 取締役会決議日	2026年2月26日
(2) 株主総会決議日	2026年3月30日
(3) 債権者異議申述公告日	2026年4月1日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2026年5月1日(予定)
(5) 効力発生日	2026年5月11日(予定)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	36,531	1.00	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く)	-	44,000	0.98	2028年12月 ～2032年12月
その他有利子負債	-	-	-	-
合 計	-	80,531	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	43,000	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	70,832	621,828
売掛金	148,191	86,199
商品	3,527	1,767
原材料及び貯蔵品	6,016	-
その他	¹ 17,291	¹ 10,408
流動資産合計	245,860	720,204
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,559	0
機械及び装置	0	-
工具、器具及び備品	4,275	0
有形固定資産合計	15,834	0
無形固定資産		
のれん	245	-
無形固定資産合計	245	-
投資その他の資産		
関係会社株式	-	325,127
役員に対する長期貸付金	-	2,000
敷金及び保証金	14,664	1,497
長期未収入金	² 143,726	² 141,572
その他	5,341	115
貸倒引当金	² 143,726	² 141,572
投資その他の資産合計	20,005	328,740
固定資産合計	36,085	328,740
資産合計	281,946	1,048,944

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	122,915	65,790
未払金	54,774	12,059
未払法人税等	6,159	10,117
未払費用	19,879	11,028
その他	7,345	20,023
流動負債合計	³ 211,075	³ 119,019
負債合計	211,075	119,019
純資産の部		
株主資本		
資本金	418,528	772,274
資本剰余金		
資本準備金	605,727	1,606,180
その他資本剰余金	416,320	416,320
資本剰余金合計	1,022,047	2,022,501
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,377,943	1,886,116
利益剰余金合計	1,377,943	1,886,116
自己株式	574	574
株主資本合計	62,057	908,084
新株予約権	8,813	21,840
純資産合計	70,871	929,925
負債純資産合計	281,946	1,048,944

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 994,440	1 1,042,392
売上原価	2 950,329	2 980,765
売上総利益	44,111	61,626
販売費及び一般管理費	3 279,207	3 223,789
営業損失()	235,096	162,162
営業外収益		
物品売却益	336	-
受取利息	13	173
受取配当金	-	3
仕入割引	109	-
補助金収入	-	792
貸倒引当金戻入額	379	299
雑収入	27	305
営業外収益合計	866	1,574
営業外費用		
支払利息	316	-
支払手数料	6,718	16,099
雑損失	5	-
営業外費用合計	7,040	16,099
経常損失()	241,270	176,687
特別利益		
新株予約権戻入益	3,703	-
事業譲渡益	4 -	4 2,173
特別利益合計	3,703	2,173
特別損失		
減損損失	-	1,878
関係会社株式評価損	5 -	5 330,230
その他	-	122
特別損失合計	-	332,232
税引前当期純損失()	237,567	506,746
法人税、住民税及び事業税	1,755	1,426
法人税等合計	1,755	1,426
当期純損失()	239,323	508,172

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計		
					繰越 利益剰余金			
当期首残高	302,874	490,073	416,320	906,394	1,138,620	1,138,620	574	70,074
当期変動額								
新株の発行	115,653	115,653		115,653				231,307
当期純損失（　）					239,323	239,323		239,323
株式交換による増加								-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	115,653	115,653	-	115,653	239,323	239,323	-	8,016
当期末残高	418,528	605,727	416,320	1,022,047	1,377,943	1,377,943	574	62,057

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,900	77,974
当期変動額		
新株の発行		231,307
当期純損失（ ）		239,323
株式交換による増加		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	912	912
当期変動額合計	912	7,103
当期末残高	8,813	70,871

当事業年度(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計		
					繰越 利益剰余金			
当期首残高	418,528	605,727	416,320	1,022,047	1,377,943	1,377,943	574	62,057
当期変動額								
新株の発行	353,746	353,746		353,746				707,492
当期純損失（　）					508,172	508,172		508,172
株式交換による増加		646,707		646,707				646,707
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	353,746	1,000,453	-	1,000,453	508,172	508,172	-	846,027
当期末残高	772,274	1,606,180	416,320	2,022,501	1,886,116	1,886,116	574	908,084

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	8,813	70,871
当期変動額		
新株の発行		707,492
当期純損失（ ）		508,172
株式交換による増加		646,707
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13,027	13,027
当期変動額合計	13,027	859,054
当期末残高	21,840	929,925

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

主として、定率法を採用しております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

メディア事業

メディア事業においては、サイト運営、インターネット動画配信、TV広告枠販売等を行っております。

サイト運営につきましては、ゲームやアプリ等の総合情報サイトである「AppBank.net」を運営し、メディア内に広告を掲載をしており、広告の掲載により履行義務が充足されるため、当該期間により収益を認識しております。

インターネット動画配信につきましては、「YouTube」、「ニコニコ」及び「TikTok」を通じて動画コンテンツの提供・公開をしており、動画を視聴しているユーザーが広告を閲覧した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

TV広告枠販売につきましては、顧客である広告主・媒体社の各々の契約に基づき、広告枠を販売しており、広告が放映された時点で履行義務が充足されるため、当該時点により収益を認識しております。

IP&コマース事業

IP&コマース事業においては、当社の店舗、Eコマースサイト及びスマホアプリにおいて商品を販売しております。

店頭販売につきましては、その引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該引渡時点で収益を認識しております。

インターネット販売につきましては、顧客に商品を提供することを履行義務としており、出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (2025年12月31日)
関係株式会社	325,127千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、一部の関係会社株式についてはのれん相当額を含むため純資産に比べて高い価額で取得しております。関係会社株式の評価については、実質価額が取得価額に比べ著しく低下したと認められる場合、投資先の事業計画等により回復可能性を検討したうえで、1株当たり純資産額に所有株式数を乗じた金額まで評価損を計上することとしております。また、将来、投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	- 千円	266千円

2 元取締役及び元従業員による不正行為に関連して発生したものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期未収入金	141,872千円	141,572千円
貸倒引当金	141,872 "	141,572 "

3 流動負債その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
流動負債		
前受金	3,194千円	39千円

(損益計算書関係)

1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 関係会社との取引は次のとおりであります。

営業取引による取引高 売上原価 50千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	36,252千円	27,870千円
給料及び手当	32,828 "	39,331 "
業務委託費	22,627 "	20,642 "
支払手数料	76,043 "	59,853 "
地代家賃	36,634 "	16,297 "
おおよその割合		
販売費	4.2 %	0.7 %
一般管理費	95.8 %	99.3 %

4 事業譲渡益

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

YURINAN事業及び占いコンテンツ事業の譲渡によるものであります。

5 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社の連結子会社である株式会社PWAN及びmusica lab株式会社の株式に係る評価損であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式 325,127千円)は、市場価格のない株式等と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
固定資産償却超過額	2,820千円	222千円
関係会社株式評価損	-	104,085 "
貸倒引当金	44,016 "	44,622 "
新株予約権	594 "	611 "
繰越欠損金	613,396 "	687,705 "
棚卸資産評価損	5,250 "	104 "
その他	2,683 "	4,348 "
繰延税金資産 小計	668,761千円	841,699千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	613,396 "	687,705 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	55,364 "	153,994 "
評価性引当額 小計	668,761千円	841,699千円
繰延税金資産 合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年12月31日）

税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

当事業年度（2025年12月31日）

税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しています。この税率変更により、当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」
に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 5 . 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

連結財務諸表「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」
に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物及び構築物	11,559	-	11,344 (766)	214	0	838
	機械及び装置	0	-	- (-)	-	-	-
	工具、器具及び 備品	4,275	1,135	4,551 (1,112)	858	0	15,454
	計	15,834	1,135	15,895 (1,878)	1,072	0	16,292
無形 固定 資産	のれん	245	-	- (-)	122	-	-
	計	245	-	- (-)	122	-	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 当期減少額のうち、建物及び構築物10,578千円、工具、器具及び備品3,260千円は、2025年4月1日付けで行ったYURINAN事業の譲渡によるものです。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	143,726	-	2,153	141,572

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当会社のホームページ上に記載しております。 (ホームページアドレス https://www.appbank.co.jp)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月28日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月28日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び半期報告書の確認書

第14期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月14日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2

（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2025年3月31日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号

（事業の一部譲渡）の規定に基づく臨時報告書 2025年4月7日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号

（当社の主要株主に異動）の規定に基づく臨時報告書 2025年5月12日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2

（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書 2025年7月3日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号

（当社の主要株主に異動）の規定に基づく臨時報告書 2025年9月1日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号

（当社の主要株主に異動）の規定に基づく臨時報告書 2025年9月1日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2

（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2025年9月1日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号

（当社の主要株主に異動）の規定に基づく臨時報告書 2025年12月17日 関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2

（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書 2025年8月8日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 3 月30日

A p p B a n k 株式会社
取 締 役 会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	江口 二郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	内海 慎太郎

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA p p B a n k 株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A p p B a n k 株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当連結会計年度において、過年度より継続して営業損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。 しかしながら、経営者は、事業収益の改善や営業費用の適正化を中心とした対応策の実行により当該事象の解消が可能であり、また、資金面においても、当連結会計年度末における現金及び現金同等物が735,746千円あることに加え、新株予約権の行使による収入が見込まれることから、事業計画を遂行するに足る資金を確保している状況であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。 重要な疑義を解消するための対応策は経営者の判断及び実行のための意思及び能力を伴うものであり、資金繰りの前提となる将来の事業計画には不確実性が伴い、経営者による重要な判断が含まれる。 そのため、当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価について、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。 ・事業計画及び資金計画の策定に関連する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・当連結会計年度の提出会社の実績と前事業年度に策定した事業計画とを比較し、差異理由とその合理性について検討した。 ・事業計画に含まれる重要な仮定である売上高予測について、経営者等への質問、過去実績との比較等を実施し、事業計画の合理性を検討した。 ・営業費用の予測について、経営者への質問、関係資料の閲覧等を実施し、事業計画の合理性を検討した。 ・会社の取締役会によって承認された事業計画の合理性を検討するため、監査人独自の見積り結果との整合性を比較検討した。 ・事業計画についての見積りの精度を確かめるために、当連結年度末日以後の月次予算と実績とを比較検討した。 ・資金計画について、事業計画との整合性を検討した。 ・資金計画に含まれる新株予約権の行使による収入について、経営者への質問、行使実績に係る関係資料の閲覧等を実施し、その合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに

監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、A p p B a n k 株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、A p p B a n k 株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 3 月30日

AppBank 株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	江口 二郎
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	内海 慎太郎
----------------	-------	--------

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAppBank株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AppBank株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。